

基 発 0326 第 6 号  
平成 27 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の  
施行等について

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成 27 年厚生労働省令第 45 号。以下「改正省令」という。)が平成 27 年 3 月 26 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなった。また、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件の一部を改正する件」(平成 27 年厚生労働省告示第 143 号。以下「改正告示」という。)が平成 27 年 3 月 26 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

については、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

(注) 本通達中における法令の略称は、次のとおりである。

徴収法＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

徴収則＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和 47 年労働省令第 8 号)

新徴収則＝改正省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

労災保険率適用事業細目表＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定  
に基づき労災保険率表の細目を定める件(昭和 47 年労働省告示第 16 号)

新労災保険率適用事業細目表＝改正告示による改正後の労働保険の保険料の徴収等  
に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件

## 記

### 第 1 労災保険率等の改正について

#### 1 改正の趣旨

労災保険率、第 2 種特別加入保険料率及び第 3 種特別加入保険料率については、過去 3 年間の災害率等を基礎として、原則として 3 年ごとに見直しを行っているところである。今般の改正は、一部の事業の種類に係る労災保険率、一部の事業又は作業の種類に係る第 2 種特別加入保険料率及び第 3 種特別加入保険料率について見直しを行うものである。

また、労災保険の事業の種類については、産業構造の変化等を踏まえ、平成 25 年 2 月から「労災保険の事業の種類に係る検討会」において再編の検討が行われ、同年 3 月 12 日に「労災保険の事業の種類に係る検討会報告書」が取りまとめられた。

同報告書において「食料品製造業」と「たばこ等製造業」の業種区分の統合を行うべきであるとの報告がされたことを踏まえ、今般の改正省令では、労災保険率表（徴収則別表第 1 をいう。以下同じ。）の改正とあわせて、事業の種類も措置することとしたものである。

## 2 改正の内容

### (1) 労災保険率の改正（徴収則第 16 条第 1 項及び別表第 1 関係）

労災保険率を別添 1 のとおり改正すること。

事業の種類「食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）」と「たばこ等製造業」を統合し、新徴収則別表第 1 における改正後の事業の種類を「食料品製造業」とすること。

### (2) 船舶所有者の事業に係る労災保険率の改正（徴収則第 16 条第 1 項関係）

船舶所有者の事業に係る労災保険率を、「1000 分の 49」とすること。

### (3) 第 2 種特別加入保険料率の改正（徴収則第 23 条及び別表第 5 関係）

第 2 種特別加入保険料率を、別添 2 のとおり改正すること。

### (4) 第 3 種特別加入保険料率の改正（徴収則第 23 条の 3 関係）

第 3 種特別加入保険料率を、「1000 分の 3」とすること。

## 第 2 労務費率の改正等について

### 1 改正の趣旨

請負による建設の事業であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、その請負金額に事業の種類ごとに定められた労務費率を乗じて得た額を賃金総額とする特例が定められており（徴収法第 11 条第 3 項、徴収則第 12 条第 1 号）、この場合に賃金総額の算定に当たって用いる労務費率については、請負金額に占める労務費の割合に関する実態調査の結果に基づき、原則として 3 年ごとに見直しを行っているところである。これまで労務費率は、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む請負金額に占める労務費の割合として設定してきたが、この場合、消費税率の改定の都度、賃金総額の算定に当たって用いる請負金額の取扱いについて、消費税に係る暫定措置を講じる必要があった。このため、今般の労務費率改正に当たっては、消費税等相当額を含まない請負金額に対する労務費の割合として労務費率を設定することとした。

また、改正省令の施行後は、消費税等相当額を含まない請負金額に改正後の労務費率を乗じた額を賃金総額とみなすよう事務処理を変更することを踏まえ、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 49 号）により設けていた消費税に係る暫定措置（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 69 号）の施行により平成 26 年 4 月 1 日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が 5%から 8%となった

ことに伴い、請負による建設の事業についての一般保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定に当たって、平成26年4月1日以降、請負金額に108分の105を乗ずることとしていたもの)については、廃止する。

## 2 改正の内容

- (1) 労務費率の改正（徴収則第13条第1項及び別表第2関係）  
労務費率を別添3のとおり改正すること。
- (2) 消費税に係る暫定措置を廃止すること（徴収則附則第1条の2を削除）。
- (3) 請負による建設の事業であって賃金総額を正確に算定することが困難なものの賃金総額算定に用いる「請負金額」、有期事業の一括の要件として用いる「請負金額」及び単独有期事業のメリット制の適用要件として用いる「請負金額」について、消費税等相当額を含まないものとする（徴収則第6条第1項第2号、第13条、第35条第1項第2号及び別表第2関係）。

## 第3 徴収則のその他の改正について

### 1 改正の趣旨

今般の徴収則の改正により、第2の2の(3)のとおり、「請負金額」について消費税等相当額を除いた額に改めることに伴い、「請負金額」を用いた有期事業の一括の要件及び単独有期事業のメリット制の適用要件についても、現行と概ね同じ金額要件を維持することとなるよう改正を行うものである。

### 2 改正の内容

- (1) 有期事業の一括の要件の改正（徴収則第6条第1項第2号関係）  
徴収則第6条第1項第2号に規定する立木の伐採の事業以外の事業の金額要件を「1億8千万円」に改めるものとする。
- (2) 単独有期事業のメリット制の適用要件の改正（徴収則第35条第1項第2号関係）  
徴収則第35条第1項第2号に規定する金額要件を「1億1千万円」に改めるものとする。

## 第4 労災保険率適用事業細目表の一部改正について

### 1 改正の趣旨

労災保険率表に掲げる事業の種類の詳細については、労災保険率適用事業細目表に定められているところである。

労災保険率表について、事業の種類「食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）」と「たばこ等製造業」の統合を行い、改正後の事業の種類名称を「食料品製造業」とすることとしたことに伴い、労災保険率適用事業細目表についても所要の改正を行うこととしたものである。

### 2 改正の内容

事業の種類「41 食料品製造業（(65) たばこ等製造業を除く。）」と「65 たばこ等製造業」を統合し、新労災保険率適用事業細目表においては、「41 食料品製造業」とすること。

また、新労災保険率適用事業細目表における事業の種類「41 食料品製造業」に係る事業の種類の詳細については、「4101 食料品製造業」、「4112 たばこ等製造業」とすること。

なお、それぞれの事業の種類の詳細が適用される事業の範囲は従前のおりである。

## 第5 事務処理上の留意点

### 1 労災保険率等の適用について

改正省令により労災保険率及びこれを基礎とする第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率、第3種特別加入保険料率並びに労務費率が改正される事業等について、改正省令の施行後において一般保険料、第1種特別加入保険料、第2種特別加入保険料又は第3種特別加入保険料の額を算定する場合には、次によるものとする。

- (1) 継続事業に係る一般保険料の額の算定に当たっては、平成27年3月31日以前の期間に係る一般保険料については、改正省令による改正前の労災保険率により算出し、平成27年4月1日以降の期間に係る一般保険料については、改正省令による改正後の労災保険率（以下「新労災保険率」という。）により算出すること。当該事業に係る第1種特別加入保険料についても同様であること（改正省令附則第2項関係）。
- (2) 有期事業（一括有期事業として一括される個々の有期事業を含む。）に係る一般保険料の額の算定に当たっては、平成27年3月31日以前に労災保険に係る保険関係が成立している事業の一般保険料については、当該事業が成立したときの労災保険率及び当該事業が成立したときの労務費率により算出し、平成27年4月1日以降に労災保険に係る保険関係が成立する事業の一般保険料については、新労災保険率及び改正省令による改正後の労務費率により算出すること。当該事業に係る第1種特別加入保険料についても同様であること（改正省令附則第3項及び第4項関係）。
- (3) 改正省令の施行の際、現に一括有期事業とされている請負による建設の事業についての平成26年度の一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、改正省令により廃止される消費税に係る暫定措置を適用し、「請負金額に108分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に、一括有期事業として一括される個々の事業が成立したときの労務費率をそれぞれ乗じて得た額とすること（改正省令附則第5項関係）。
- (4) 請負による建設の事業であって、徴収法第7条の規定により一の事業とみなされるもの以外のもので、平成27年3月31日以前に労災保険に係る保険関係が成立している事業についての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、「請負金額に、当該事業が成立したときに適用されていた消費税に係る暫定措置（平成25年10月1日から平成27年3月31日までに成立した事業であれば、108分の105）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に、当該事業が成立したときの労務費率を乗じて得た額とすること（改正省令附則第6項関係）。
- (5) 第2種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料の額の算定に当たっては、平成27年3月31日以前の期間に係る保険料については、改正省令による改正前の第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率により算出し、平成27年4月1日以降の期間に係る保険料については、改正省令による改正後の第2種特別加入保険料率及

び第3種特別加入保険料率により算出すること（改正省令附則第7項及び第8項関係）。

## 2 有期事業の一括の要件の改正について

- (1) 平成27年3月31日以前に保険関係が成立している有期事業に係る一括の要件については、平成27年4月1日以後においても、なお従前の事業規模によることとすること（改正省令附則第9項関係）。
- (2) 徴収法の規定の適用について下請負人をその請負に係る事業の事業主とする認可の基準（徴収法第8条第2項、徴収則第9条）は、徴収則第6条第1項各号に該当する事業以外の事業であることを要件としているため、今般有期事業の一括の要件としての事業規模を改正することに伴い、当該認可の対象となる事業規模も平成27年4月1日以後改正されることとなるため、留意すること（徴収則第9条関係）。

## 3 単独有期事業のメリット制の適用要件の改正について

新徴収則第35条第1項の規定は、平成27年4月1日以後に労災保険に係る保険関係が成立した単独有期事業について適用し、平成27年3月31日以前に労災保険に係る保険関係が成立した単独有期事業に係るメリット制の適用要件は、平成27年4月1日以後においても、なお従前の事業規模によることとすること（改正省令附則第10項関係）。

## 4 改正内容の周知

改正後の労災保険率及びこれを基礎とする第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率、第3種特別加入保険料率、労務费率並びに当該改正に伴う労働保険料の算定・納付方法、有期事業の一括の要件及び単独有期事業のメリット制適用の要件の改正等について、関係事業主、労働保険事務組合及び特別加入団体に対し、周知徹底を図ること。

## 第6 関係通達の改正

今般の徴収則及び労災保険率適用事業細目表の改正を踏まえ、昭和57年5月19日付け基発第342号「休業補償特別援護金支給制度の創設について」の全部を別添4のとおり改正し、平成12年2月24日付け労働省発労徴第12号・基発第94号「「労災保険率適用基準」について」の全部を別添5のとおり改正する。

## 労 災 保 険 率 表

(平成27年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1000分の60
	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の19
漁業	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の38
	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	1000分の88
鉱業	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の20
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の3
	採石業	1000分の52
	その他の鉱業	1000分の26
	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の79
建設事業	道路新設事業	1000分の11
	舗装工事	1000分の9
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の9.5
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000分の11
	既設建築物設備工事業	1000分の15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6.5
	その他の建設事業	1000分の17
製造業	食料品製造業	1000分の6
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4.5
	木材又は木製品製造業	1000分の14
	パルプ又は紙製造業	1000分の7
	印刷又は製本業	1000分の3.5
	化学工業	1000分の4.5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の5.5
	コンクリート製造業	1000分の13
	陶磁器製品製造業	1000分の19
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1000分の7
	非鉄金属精錬業	1000分の6.5
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1000分の5.5
	鋳物業	1000分の18
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	1000分の10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	1000分の6.5
	めっき業	1000分の7
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1000分の5.5
	電気機械器具製造業	1000分の3
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1000分の4
	船舶製造又は修理業	1000分の2.3
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5
その他の製造業	1000分の6.5	
運輸業	交通運輸事業	1000分の4.5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の9
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000分の9
	港湾荷役業	1000分の13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の12
	ビルメンテナンス業	1000分の5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の3.5
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	その他の各種事業	1000分の3

## 第二種特別加入保険料率表

(平成27年4月1日改定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種 特別加入保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1000分の13
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1000分の19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1000分の46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1000分の52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の作業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	1000分の49
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	1000分の3
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の3
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の16
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の7
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の17
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の4
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18
特15	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1000分の3
特16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の9
特17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の4
特18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	1000分の6

## 労 務 費 率 表

(平成27年4月1日改定)

事業の種類 の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	
	道路新設事業	20%	
	舗装工事業	18%	
	鉄道又は軌道新設事業	25%	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	
	既設建築物設備工事業	23%	
	機械装置の組立て又は据付けの事業  組立て又は取付けに関するもの  その他のもの		40%
			22%
	その他の建設事業		24%

基 発 第 342号  
昭和57年5月19日  
改正 基発第0403018号  
平成18年4月3日  
改正 基発0531第3号  
平成25年5月31日  
改正 基発0710第5号  
平成26年7月10日  
改正 基発0326第6号  
平成27年3月26日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

#### 休業補償特別援護金支給制度の創設について

今般、別添「休業補償特別援護金支給要綱」（以下「要綱」という。）により休業補償特別援護金（以下「援護金」という。）を昭和57年4月1日から支給することとしたので、下記事項に留意のうえ、これが事務処理について遺漏なきを期されたい。

#### 記

##### 1 趣旨

労働者災害補償保険法による休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給することとされており、第3日目までの3日間については、使用者は、労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないとされているところである。

ところで、振動障害、じん肺等の疾病にかかった労働者で、その疾病発症に至るまで事業場を転々と移動したものについては当該疾病が医学的にどの事業場の業務によって発症したか明確にできない場合があり従来から災害補償

責任の有無をめぐってとかく労使紛争のもととなっており、この休業待期3日間についての休業補償のなされないことがある。

また、遅発性疾病の場合には、業務上疾病と認められた時点で既に事業場が廃止されている等の例も見られ、休業待期3日間について同様の問題が生じているところである。

このような事情から、休業待期3日間についての休業補償を受けることができない遅発性疾病り患者等に対し、援護の措置を行う必要があるので、これらの者に対し、当該休業補償に相当する額の援護金を支給することとしたものである。

## 2 支給対象者

援護金の支給を受けることができる者は、要綱2に掲げる者である。即ち、休業期間が4日以上である被災労働者であって、現実に休業補償を受けておらず、かつ受けられる見込みのないもののうち、次の各号のいずれかの要件を満たす者に支給するものとする。

- (1) 特定疾病に対応する特定業種に従事した労働者のうち、短期間で事業場を移動した者、即ち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）第17条の2に規定する表の1の項から4の項までに掲げる要件に該当する者
- (2) 疾病の発生が診断により確定したときに、当該疾病の原因となった業務に従事した事業場が廃止され、又はその事業主の行方が知れないため、休業待期3日間についての休業補償を請求することができない者

## 3 申請手続

- (1) 援護金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要綱に定めるところにより「休業補償特別援護金支給申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）を申請に係る疾病の発生のおそれのある業務に従事した最終の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）に第1回分の休業補償給付支給請求書と併せて提出するものとする。
- (2) なお、当分の間は、第2回以降の休業補償給付の支給の請求と同時に申請することができるものとする。
- (3) 援護金の支給申請は、災害発生日の翌日から起算して2年以内に行うものとする。

## 4 支給金額

援護金の支給額は、休業補償給付の3日分に相当する額とする。

## 5 支給又は不支給決定までの手続

- (1) 所轄署長は、申請書を受理したときは、「休業補償特別援護金支給申請書処理簿」(様式第3号)に必要事項を記入するものとする。
- (2) 休業補償を受けていないことの確認は、所轄署長から事業主に対して、文書又は口頭の照会により行うこととし、また、支払われる見込みのないことの確認は、事業主に対する照会により支払う意思があることが確認されたもの以外は、支払われる見込みがないものとして取り扱うものとする。
- (3) 診断確定日において、事業場が廃止されているか、あるいは、事業主の行方が知れないものについての確認は、休業補償給付支給請求書の事業主証明に係る調査結果により判断するものとする。
- (4) 給付基礎日額、その他休業補償給付支給請求書と共通する事項については、労働基準監督署の担当者が、一括して照合確認を行うものとする。
- (5) 所轄署長は、援護金の支給決定又は不支給決定(以下「決定」という。)を行ったときは、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

また、援護金の決定については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)、行政手続法(平成5年法律第88号)の適用がある。

このため、所轄署長及びその上級庁である都道府県労働局長(以下「所轄局長」という。)は次のとおり事務を行うこととする。

- イ 援護金の決定は、行政不服審査法第2条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。
- ロ 援護金の決定に関する審査は、所轄局長が行うこと。なお、再審査請求は行うことができないものであること。
- ハ 決定を行う際は、その相手方に対し、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」(様式第2号)をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、訴訟の提起が可能であることに留意すること。
- ニ 援護金を不支給とする場合には、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」(様式第2号)に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

- (6) 所轄署長は、援護金の支給を決定した場合は、都道府県労働局(以下「局」という。)官署支出官に対して、支払依頼書に決裁後の様式第1号の写しを添えて速やかに送付し、局官署支出官(当地払の場合は局資金前渡官吏)が支払を行うものとする。

## 6 返還

- (1) 所轄署長は、援護金の支給を受けた者が、事業主から休業待期3日間につ

いての休業補償を受けたことを確認した場合には、援護金を返還させるものとする。

(2) 偽りその他不正の手段により援護金の支給を受けた者があるときは、所轄署長は、その者から援護金を返還させるものとする。

(3) 所轄署長は、上記(1)及び(2)により援護金を返還させる場合には、「支給決定取消決議書」をもって援護金の支給決定の取消決議を行い、その内容を「休業補償特別援護金支給決定取消決定通知」(様式第4号)をもって援護金の支給を受けた者に通知するものとする。

また、援護金の支給決定の取消決定については、処分性が認められるため、上記5(5)の規定は、援護金の支給決定の取消決定について準用する。この場合において、「援護金の支給決定又は不支給決定(以下「決定」という。)」とあるのは「援護金の支給決定の取消決定(以下「決定」という。)」と、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」(様式第2号)とあるのは「休業補償特別援護金支給決定取消決定通知」(様式第4号)と、それぞれ読み替えるものとする。

(4) 上記により返還させることとした援護金の債権管理及び徴収事務については、債権管理事務取扱手引第3章に定める返納金債権の管理事務によるものとする。

なお、上記(1)の場合には、債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得によるものとして取り扱うものとする。

## 7 実施時期

援護金の支給は、昭和57年4月1日以後に診断により疾病の発生が確定したものについて実施するものとする。

## 8 その他

援護金は、労働保険特別会計労災勘定(項)社会復帰促進等事業費(目)労災援護給付金から支払うものとする。

様式第1号

(この欄は記載しないこと。)

支給決定決議書	署長	次長	課長	係長	係	支払金額					
						算定内訳	(給付基礎日額) 円 × $\frac{60}{100}$ × 3日				
支給決定	. . .			調査年月日	. . .		復命書	第 号			
							休業補償給付支給請求書との照合確認者印				

労働者災害補償保険  
休業補償特別援護金支給申請書

① 労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号			枝番号
② 労働者の氏名							(男・女)
生年月日	年	月	日				(歳)
③ 災害発生日	年	月	日				
④ 休業の原因となった疾病の発生のおそれのある業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間	年		月	日から	年	月	日まで
⑤ 療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第3日までの休業補償受領の有無	有		無				

上記により、休業補償特別援護金の支給を申請します。  
なお、休業補償特別援護金の支給を受けた後に事業主から休業補償を受けたときは、速やかに休業補償特別援護金を返還することを誓約します。

年 月 日

郵便番号 電話 局番

住所

申請人の 氏名 ㊟

労働基準監督署長 殿

振込を希望する金融機関の名称		預金の種類及び口座番号	
銀行・金庫	本店・本所 出張所	普通・当座 第 号	
農協・漁協・信組	支店・支所	名義人	

右金額正に領収しました。	領収年月日	領収金額	氏名
	年 月 日	¥	㊟

(この欄は記載しないこと。)

様式第2号

支給決定  
休業補償特別援護金  
通知  
不支給決定

あなたが申請された休業補償特別援護金については、下記のとおり支給決定・不支給決定したので通知します。

年 月 日

殿

労働基準監督署長 印

決定年月日	
支給決定金額	(但し、 年 月 日～ 年 月 日の3日間分)
不支給の理由	

この通知は、休業補償特別援護金支給及び変更決定のお知らせです。  
支給決定した方への支払日のお知らせは、別途の通知となります。  
この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇労働局長に対して審査請求をすることができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、この審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)



様式第4号

労働者災害補償保険

休業補償特別援護金支給決定取消決定通知

年 月 日

殿

労働基準監督署長 印

さきに貴殿に対してなした休業補償特別援護金の支給決定については、下記の理由によりこれを取り消し、新たに不支給と決定したので通知します。

なお、支給決定を取り消した休業補償特別援護金については、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に振り込むか、若しくは 労働局へ持参の上納入してください。

記

支給決定取消理由	
----------	--

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇労働局長に対して審査請求をすることができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、この審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

## 休業補償特別援護金支給要綱

### 1 趣旨

業務上の負傷又は疾病による療養のため労働できないために賃金を受けない日の第3日目までの3日間(以下「休業待期3日間」という。)については、労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条の規定により使用者が休業補償を行わなければならないこととされているが、短期間で事業場を転々と移動する労働者が、特定の業務に従事したことにより慢性的に進行する特定の疾病に罹患した場合、当該疾病の原因となった事業場を特定できない場合が多く、このため事業主側の十分な理解が得られず、休業待期3日間についての休業補償を受けることができないことがある。

また、遅発性疾病が発生したときには、当該疾病の原因となった有害業務に従事した事業場が廃止され、又はその事業主の行方が知れないため、休業待期3日間についての休業補償を受けることができないことがある。

このような実情に鑑み、これらの者の援護を図るため、社会復帰促進等事業として休業補償特別援護金(以下「援護金」という。)を支給するものとする。

### 2 支給対象者

援護金は、次の各号のいずれかの要件を満たす者のうち、当該疾病について休業補償給付の支給要件を満たしている者であって、現に休業待期3日間に係る休業補償を受けておらず、かつ、受ける見込みがないものに支給するものとする。

- (1) 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2(以下「別表」という。)第3号2、第3号3、第5号又は第7号8に掲げる疾病(以下「特定疾病」という。)に罹患した者のうち、特定疾病に応じ労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)第17条の2に定める表の第3欄に掲げる種類の事業に使用された者であって、同表の第4欄に定めるものであること。
- (2) 疾病の発生が診断により確定したときに、当該疾病の原因となった業務に従事した事業場が廃止され、又はその事業主の行方が知れないため、休業待期3日間についての休業補償を請求することができないものであること。

### 3 支給額

援護金の支給額は、休業補償給付の3日分に相当する額とする。

### 4 申請の手続

- (1) 援護金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「休業補償特別援護金支給申請書」(様式第1号)を、申請に係る疾病の発生のおそれ

のある業務に従事した最終の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）に提出するものとする。

- (2) 援護金の申請は、第1回分の休業補償給付の請求と同時に行うものとする。
- (3) 援護金の支給の申請は、災害発生日の翌日から起算して2年以内に行うものとする。

## 5 支給又は不支給の決定の通知

所轄署長は、援護金の支給決定又は不支給決定（以下「決定」という。）を行ったときは、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

また、援護金の決定については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）、行政手続法（平成5年法律第88号）の適用がある。

このため、所轄署長及びその上級庁である都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）は次のとおり事務を行うこととする。

- (1) 援護金の決定は、行政不服審査法第2条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。
- (2) 援護金の決定に関する審査は、所轄局長が行うこと。なお、再審査請求は行うことができないものであること。
- (3) 決定を行う際は、その相手方に対し、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」（様式第2号）をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、訴訟の提起が可能であることに留意すること。
- (4) 援護金を不支給とする場合には、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」（様式第2号）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

## 6 返還

- (1) 援護金の支給を受けた者が、援護金の支給を受けた後に事業主から休業待期3日間についての休業補償を受けたときは、援護金を返還しなければならない。
- (2) 偽りその他の不正の手段により援護金の支給を受けた者は、援護金を返還しなければならない。
- (3) 所轄署長は、上記(1)及び(2)により援護金を返還させる場合には、「支給決定取消決議書」をもって援護金の支給決定の取消決議を行い、その内容を「休業補償特別援護金支給決定取消決定通知」（様式第4号）をもって援護金の支給を受けた者に通知するものとする。

また、援護金の支給決定の取消決定については、処分性が認められるため、上記5の規定は、援護金の支給決定の取消決定について準用する。この場合において、「援護金の支給決定又は不支給決定（以下「決定」という。）」とあるのは「援護金の支給決定の取消決定（以下「決定」という。）」と、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」（様式第2号）」とあるのは「休業補償特別援護金支給決定取消決定通知」（様式第4号）」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 7 実施時期

この要綱は、昭和57年4月1日以後に診断により疾病の発生が確定したものについて適用する。

ただし、別表第7号8に掲げる疾病にり患した者に関しては、平成18年4月1日以後に診断により疾病の発生が確定したものについて適用する。

労働省発徴第 12 号  
基 発 第 94 号  
平成 12 年 2 月 24 日  
改正 基 発 第 0325008 号  
平成 15 年 3 月 25 日  
改正 基 発 第 0331036 号  
平成 18 年 3 月 31 日  
改正 基 発 0904 第 5 号  
平成 21 年 9 月 4 日  
改正 基 発 0320 第 1 号  
平成 26 年 3 月 20 日  
改正 基 発 0326 第 6 号  
平成 27 年 3 月 26 日

各都道府県労働基準局長 殿  
各 都 道 府 県 知 事 殿

労働大臣官房長  
厚生労働省労働基準局長

### 「労災保険率適用基準」について

労災保険率の適用については、昭和 62 年 2 月 13 日付け労働省発徴第 6 号・基発第 59 号『「労災保険率適用基準」について』により、取り扱ってきたところであるが、その後における労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 16 条第 1 項に基づく大臣告示「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件」（昭和 47 年労働省告示第 16 号）の改正及び労災保険率適用関係の通達の発出等に伴い、今般、「労災保険率適用基準」を別添のとおり改正したので通知する。

なお、本通達は平成 12 年 4 月 1 日から適用し、昭和 62 年 2 月 13 日付け労働省発徴第 6 号、基発第 59 号通達は廃止する。

# 目次

第1章 労災保険率適用の基本原則 .....	1
第1 事業の単位 .....	1
第2 事業の種類 .....	2
第3 労災保険率 .....	3
第2章 労災保険率適用事業細目（船舶所有者の事業以外の事業） .....	4
第1 林業 .....	4
(02 又は 03) 林業 .....	4
第2 漁業 .....	5
1 (11) 海面漁業（(12) 定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。） .....	5
2 (12) 定置網漁業又は海面魚類養殖業 .....	5
第3 鉱業 .....	5
1 (21) 金属鉱業、非金属鉱業（(23) 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。） 又は石炭鉱業 .....	6
2 (23) 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 .....	6
3 (24) 原油又は天然ガス鉱業 .....	6
4 (25) 採石業 .....	7
5 (26) その他の鉱業 .....	7
第4 建設事業 .....	8
1 (31) 水力発電施設、隧道等新設事業 .....	8
2 (32) 道路新設事業 .....	9
3 (33) ほ装工事業 .....	10
4 (34) 鉄道又は軌道新設事業 .....	11
5 (35) 建築事業（(38) 既設建築物設備工事業を除く。） .....	11

6	(38) 既設建築物設備工事業	13
7	(36) 機械装置の組立て又はすえ付けの事業	13
8	(37) その他の建設事業	14
第5	製造業	17
1	(41) 食料品製造業	17
2	(42) 繊維工業又は繊維製品製造業	18
3	(44) 木材又は木製品製造業	20
4	(45) パルプ又は紙製造業	21
5	(46) 印刷又は製本業	21
6	(47) 化学工業	22
7	(48) ガラス又はセメント製造業	24
8	(66) コンクリート製造業	25
9	(62) 陶磁器製品製造業	25
10	(49) その他の窯業又は土石製品製造業	25
11	(50) 金属精錬業（(51) 非鉄金属精錬業を除く。）	26
12	(51) 非鉄金属精錬業	26
13	(52) 金属材料品製造業（(53) 鋳物業を除く。）	27
14	(53) 鋳物業	28
15	(54) 金属製品製造業又は金属加工業（(63) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55) めつき業を除く。）	28
16	(63) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（(55) めつき業を除く。）	29
17	(55) めつき業	30
18	(56) 機械器具製造業（(57) 電気機械器具製造業、(58) 輸送用機械器具製造業、(59) 船舶製造又は修理業及び(60) 計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	30
19	(57) 電気機械器具製造業	32

20	(58) 輸送用機械器具製造業 ((59) 船舶製造又は修理業を除く。)	33
21	(59) 船舶製造業又は修理業	34
22	(60) 計量器、光学機械、時計等製造業 ((57) 電気機械器具製造業を除く。)	35
23	(64) 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	36
24	(61) その他の製造業	37
第6	運輸業	38
1	(71) 交通運輸事業	38
2	(72) 貨物取扱事業 ((73) 港湾貨物取扱事業及び(74) 港湾荷役業を除く。)	39
3	(73) 港湾貨物取扱事業 ((74) 港湾荷役業を除く。)	40
4	(74) 港湾荷役業	40
第7	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	40
(81)	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	40
第8	その他の事業	41
1	(95) 農業又は海面漁業以外の漁業	41
2	(91) 清掃、火葬又はと畜の事業	42
3	(93) ビルメンテナンス業	42
4	(96) 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	42
5	(97) 通信業、放送業、新聞業又は出版業	43
6	(98) 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	43
7	(99) 金融業、保険業又は不動産業	43
8	(94) その他の各種事業	44
第3章	労災保険率適用事業細目 (船舶所有者の事業)	46
(90)	船舶所有者の事業	46

## 第1章 労災保険率適用の基本原則

個々の事業に対する労災保険率の適用については、①事業の単位、②その事業が属する事業の種類、③その事業の種類に係る労災保険率の順に決定する。

### 第1 事業の単位

#### 1 事業の概念

労災保険において事業とは、一定の場所においてある組織のもとに相関連して行われる作業の一体をいい、工場、建設現場、商店等のように利潤を目的とする経済活動のみならず社会奉仕、宗教伝道等のごとく利潤を目的としない活動も含まれる。

#### 2 適用単位としての事業

一定の場所において、一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体は、原則として一の事業として取り扱う。ただし、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下「船舶所有者の事業」という。）については、その業態にかかわらず、船舶所有者の事業以外の事業とは別個の事業として取り扱うものとする。

##### （1）継続事業

工場、鉱山、事務所等のごとく、事業の性質上事業の期間が一般的には予定し得ない事業を継続事業という。

継続事業については、同一場所にあるものは分割することなく一の事業とし、場所的に分離されているものは別個の事業として取り扱う。

ただし、同一場所にあつても、その活動の場を明確に区分することができ、経理、人事、経営等業務上の指揮監督を異にする部門があつて、活動組織上独立したものと認められる場合には、独立した事業として取り扱う。

また、場所的に独立しているものであつても、出張所、支所、事務所等で労働者が少なく、組織的に直近の事業に対し独立性があるとは言い難いものについては、直近の事業に包括して全体を一の事業として取り扱う。

##### （2）有期事業

木材の伐採の事業、建物の建築の事業等事業の性質上一定の目的を達するまでの間に限り活動を行う事業を有期事業という。

有期事業については、当該一定の目的を達するために行われる作業の一体を一の事業として取り扱う。

## 第2 事業の種類

一の事業の「事業の種類」の決定は、主たる業態に基づき、船舶所有者の事業以外の事業については「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件」（昭和47年労働省告示第16号）の「労災保険率適用事業細目表」（以下「事業細目表」という。）により、船舶所有者の事業については「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき船舶所有者の事業の種類を定める件」（平成21年厚生労働省告示第379号）の「船舶所有者の事業の種類を定める件」により決定する。

ただし、建設事業における事業の種類、製造業における構内下請事業の事業の種類及び労働者派遣事業における事業の種類は、次により決定する。

### (1) 建設事業

建設事業における事業の種類は、請負契約の形態（分割請負、一括請負等）及び併せ行われる工事の内容如何にかかわらず、事業細目表に照らし完成されるべき工作物により決定する。

なお、完成されるべき工作物により難しい場合は、主たる工事、作業内容によるものとする。この場合の主たる工事、作業の判断は、それぞれの工事、作業に係る賃金総額の多寡によるものとする。

また、建設事業において一の事業の中に、事業細目表の「事業の種類を定める件」欄又は「備考」欄において除外すべき事業として掲げられている工事であって本通達で指定する工事（以下「除外事業」という。）が含まれている場合には、当該除外事業を分離し、当該除外事業の事業の種類は、その業態により決定する。

### (2) 構内下請事業

製造業に属する事業の事業場構内において専ら作業を行う事業であって、当該製造業に属する事業（以下「親事業」という。）の主たる製品を製造する工程における作業及び当該工程に直接附帯する作業の一部を行う事業は、親事業と同種の事業の種類に分類される。

なお、親事業が主たる製品以外の製品を製造している場合には、当該主たる製品以外の製品を製造する工程における作業及び当該工程に直接附帯する作業の一部を行う事業は、当該主たる製品以外の製品を製造する工程を一の事業とみなした場合に分類される事業の種類に分類される。

### (3) 労働者派遣事業

労働者派遣事業における事業の種類は、派遣労働者の派遣先での作業実態に基づき決定する。

派遣労働者の派遣先での作業実態が数種にわたる場合には、主たる作業実態に基づき事業の種類を決定することとし、その場合の主たる作業実態は、それぞれの作業に従事する派遣労働者の数、当該派遣労働者に係る賃金総額等により判断する。

なお、労働者派遣事業と他の事業を一の事業として併せて行う事業であって適用上一の事業として扱われるものについては、その主たる業態に基づき事業の種類を決定する。

### 第3 労災保険率

労災保険率は、決定された事業の種類に基づき、船舶所有者の事業以外の事業については労災保険率表（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）別表第1をいう。）により、船舶所有者の事業については同施行規則第16条における船舶所有者の事業に係る労災保険率により決定する。

## 第2章 労災保険率適用事業細目（船舶所有者の事業以外の事業）

### 第1 林業

この分類には、林業の事業が該当する。

#### (02又は03) 林業

この分類には、山林用苗木の育成又は植栽を行う事業、材木の保育又は保護を行う事業、林木の伐採、集材等を行う事業、薪炭の製造を行う事業、樹脂、樹皮、堅果その他の林産物の採集を行う事業及び林業に直接関係するサービスを行う事業が該当する。

ただし、集材場（山土場等）から貯木場、製材所等まで木材を輸送する事業は、「(72)貨物取扱事業」に含まれる。

#### (1) A 木材伐出業

##### イ (0201) 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業

この分類には、立木の伐採、造材、集材又は運材を行う事業及びこれらに付随して行われる林道、木馬道、索道、土場等の建設を行う事業が該当する。

#### (2) B その他の林業

##### イ (0301) 植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業

この分類には、植林又は造林を行う事業及び植林又は造林の目的をもって山林種苗の生産、地ごしらえ、植栽、立木の枝下し又は枝打ち、下刈り又は手入れ、育林のための間伐（初回間伐）等を行う事業並びにこれらに付随して行われる事業が該当する。

##### ロ (0302) 竹の伐出業

この分類には、竹の伐採及びこれに付随して行われる搬出の事業が該当する。

##### ハ (0304) 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業

この分類には、森林において薪の切出製造を行う事業及び森林において樹木を伐採し、木炭の製造を行う事業並びにこれらに付随して行われる搬出の事業が該当する。

なお、木材チップの製造を行うため再生林等の小口径木（胸高直径10センチメートル以下のもの）を伐採する事業は、本分類に含まれる。

##### ニ (0303) その他の各種林業

この分類には、その他の林業のうち他に分類されない事業が該当する。

なお、森林内において樹脂、樹皮、きのこ、種子、堅果、果実等の採取を行う事業並びに山林又は原木の買付け及びこれに関連して山林踏調、山林測量、伐積調査、伐採原木の寸検検収等を行う事業は、本分類に含まれる。

## 第2 漁業

この分類には、海面において水産動物（貝類を除く。）の採捕を行う事業、定置網を用いて行う漁業及び魚類の養殖を行う事業が該当する。

### 1 (11)海面漁業（(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）

この分類には、海面において水産動物（貝類を除く。）の採捕を行う事業が該当する。

ただし、定置網を用いて水産動物の採捕を行う事業は、「(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業」に含まれる。

#### (1101)海面において行う水産動物（貝類を除く。）の採捕の事業

この分類には、海面において貝類以外の水産動物の採捕を行う事業であって、海面において定置網を用いて行う漁業以外の事業が該当する。

### 2 (12)定置網漁業又は海面魚類養殖業

この分類には、海面において行われる定置網漁業及び魚類の養殖を行う事業が該当する。

#### (1) (1201)海面において定置網を用いて行う漁業

この分類には、海面において定置網を用いて水産動物の採捕を行う事業が該当する。

#### (2) (1202)海面において行う魚類の養殖の事業

この分類には、海面においてハマチ、タイ等の魚類の養殖を行う事業が該当する。

## 第3 鉱業

この分類には、天然の状態において固体、液体又は気体で生ずる鉱物の採掘（試掘を含む。）又は採石を行う事業、掘進を伴う採鉱の事業及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業並びにこれらに付随して行われる坑道の掘さくの事業、さく井の事業等が該当する。

1 (21) 金属鉱業、非金属鉱業((23) 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業

この分類には、亜炭、石油、可燃性天然ガス、石灰石、ドロマイト及び砂鉱を除いた金属鉱物、非金属鉱物又は石炭の採掘（試掘を含む。）又は採取を行う事業並びにこれらの鉱物の採掘又は採取から一貫して製錬又は精製を行う事業が該当する。

(1) (2101) 金属鉱業

この分類には、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、蒼鉛<sup>そう</sup>鉱、すず<sup>そう</sup>鉱、アンチモニー<sup>そう</sup>鉱、水銀<sup>そう</sup>鉱、亜鉛<sup>そう</sup>鉱、鉄<sup>そう</sup>鉱、硫化鉄<sup>そう</sup>鉱、クローム<sup>そう</sup>鉄<sup>そう</sup>鉱、マンガン<sup>そう</sup>鉱、タングステン<sup>そう</sup>鉱、モリブデン<sup>そう</sup>鉱、砒<sup>ひ</sup>鉱、ニッケル<sup>ひ</sup>鉱、コバルト<sup>ひ</sup>鉱、ウラン<sup>ひ</sup>鉱又はトリウム<sup>ひ</sup>鉱の採掘、採取、選<sup>ひ</sup>鉱等を行う事業並びにこれらの鉱物の採掘、採取、選<sup>ひ</sup>鉱等から一貫して製錬を行う事業が該当する。

(2) (2102) 非金属鉱業

この分類には、りん<sup>こう</sup>鉱、黒鉛、アスファルト、硫黄<sup>こう</sup>、石膏、重晶石、明ばん石、はたる石、石綿、けい石、長石、ろう石、滑石又は耐火粘土の採掘、採取、選<sup>こう</sup>鉱等を行う事業が該当する。

(3) (2103) 無煙炭鉱業

この分類には、無煙炭の採掘又は採取を行う事業及び無煙炭の採掘又は採取から一貫して選炭等を行う事業が該当する。

(4) (2104) れき青炭鉱業

この分類には、れき青炭の採掘又は採取を行う事業及びれき青炭の採掘又は採取から一貫して選炭等を行う事業が該当する。

(5) (2105) その他の石炭鉱業

この分類には、せん石、かつ炭、草炭、泥炭等の採掘又は採取を行う事業及びこれらの石炭の採掘又は採取から一貫して選炭等を行う事業が該当する。

2 (23) 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業

この分類には、石灰石又はドロマイトの採掘又は採取を行う事業が該当する。

(2301) 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業

この分類には、石灰石又はドロマイトの採掘又は採取を行う事業及びこれらに付随して行われる事業が該当する。

3 (24) 原油又は天然ガス鉱業

この分類には、原油又は可燃性天然ガスの採掘（試掘を含む。）又は採取を行う事業及び原油又は可燃性天然ガスの採取から一貫してガソリン、液化ガス、圧縮ガス等の製造を行う事業が該当する。

(1) (2401) 原油鉱業

この分類には、原油の採掘又は採取を行う事業及び原油の採取から一貫してガソリン、液化石油ガス等の製造を行う事業が該当する。

(2) (2402) 天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業

この分類には、天然ガスの採掘又は採取を行う事業が該当する。

4 (25) 採石業

この分類には、岩石又は粘土等の採掘（試掘を含む。）又は採取を行う事業並びにこれらの岩石等の採掘又は採取から一貫して破砕等を行う事業が該当する。

また、砂利、庭石、軽石等の採取を行う事業は、「(2604) 砂利、砂等の採取業」に含まれる。

(1) (2501) 花こう岩、せん緑岩、斑<sup>はん</sup>糲<sup>れい</sup>岩、かんらん岩、斑<sup>はん</sup>岩、玢<sup>ひん</sup>岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、礫<sup>れき</sup>岩、砂岩、頁岩、粘板岩、ぎょう灰岩、片麻岩、蛇紋<sup>じゃ</sup>岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母又はひる石の採取業

この分類には、採石法（昭和25年法律第291号）に規定する岩石の採掘又は採取を行う事業並びにこれらの岩石等の採掘又は採取から一貫して破砕等を行う事業が該当する。

(2) (2502) その他の岩石又は粘土（耐火粘土を除く。）等の採取業

この分類には、採石法に規定されていない岩石又は粘土（耐火粘土を除く。）等の採掘又は採取を行う事業並びにこれらの岩石等の採掘又は採取から一貫して破砕等を行う事業が該当する。

5 (26) その他の鉱業

この分類には、砂金、砂鉄等の採掘（試掘を含む。）又は採取を行う事業、石炭の選別の事業、亜炭の採掘、採取又は選別を行う事業及び砂利、砂等の採取を行う事業が該当する。

なお、ボーリングにより原油又は天然ガス以外の鉱物の試掘を行う事業は、本分類に含まれる。

(1) (2601) 砂鉱業

この分類には、砂金、砂銀、砂白金、砂すず、砂鉄、砂クロム、砂チタン、砂ウラン、砂トリウム等の採掘又は採取を行う事業が該当する。

(2) (2602) 石炭選別業

この分類には、廃石、選炭廃水等から石炭の選別等を行う事業が該当する。

(3) (2603) 亜炭鉱業（亜炭選別業を含む。）

この分類には、亜炭の採掘、採取又は選別を行う事業が該当する。

#### (4) (2604) 砂利、砂等の採取業

この分類には、砂利、砂、玉石、庭石、軽石等の採取を行う事業が該当する。

なお、砂利、砂等の採取から一貫して運送又は販売を行う事業及びボーリングにより原油又は天然ガス以外の鉱物の試掘を行う事業は、本分類に含まれる。

### 第4 建設事業

この分類には、請負又は直営によって建設工事を施工する事業及びこれらに附帯して行われる事業が該当する。

なお、沈没物の引揚げを行う事業等建設事業の態様をもって行われる事業は、本分類に含まれる。

ここで、建設工事とは、現場で行われる次の工事をいう。

- ① 建築物、土木施設、その他土地に継続的に接着する工作物及びこれらに附帯する設備を新設、改造、修繕（維持手入れを含む。）、解体、除去又は移設すること。
- ② 土地、航路、流路等を改良又は造成すること。
- ③ 機械装置をすえ付け、解体し又は移設すること。

また、これらの事業に附帯して行われる事業とは、当該建設事業に附帯する工事用道路、宿舍、事務所、排土捨場等の建設又は骨材の採取等を行う事業をいう。

なお、国、地方公共団体等が発注する長期間にわたる工事であつて、予算上等の都合により予め分割して発注される工事については、分割された各工事を一の事業として保険関係を成立させ、当該分割工事を含む工事全体において最終的に完成される工作物により労災保険率を適用する。

#### 1 (31) 水力発電施設、<sup>ずい</sup>隧道等新設事業

この分類には、水力発電施設新設事業、高えん堤新設事業及び隧道新設事業（内面巻替え及び外巻きの事業を含む。）並びにこれらの事業に附帯して当該事業現場内で行われる事業が該当する。

ここで、当該事業現場とは、本体施設と附帯施設又は附帯施設相互間が連絡されていてその間において労働者、資材、骨材等の運送の往復がなされ、全体的に一つの有機的関連を有すると認められる一帯をいう。

##### (1) (3101) 水力発電施設新設事業

この分類には、水力発電施設の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業が該当する。

なお、発電事業を含む洪水調節、灌漑用水補給等の多目的をもって築造されるえん堤工事の事業は、本分類に含まれる。

また、水力発電施設新設事業現場内において行われる事業のうち、発電所又は変電所の家屋の建築工事、水力発電施設新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設工事、建設工事用機械以外の機械若しくは鉄管の組立て又はすえ付けを行う工事及び送電線路の建設工事は、除外事業としてそれぞれ該当する事業の種類に分類される。

## (2) (3102) 高えん堤新設事業

この分類には、基礎地盤から堤頂（えん堤の附属物を除いた最も高い所をいう。）までの高さ20メートル以上のえん堤（フィルダムを除く。）の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業が該当する。

なお、基礎地盤から工事を行う既設えん堤（フィルダムを除く。）のかさ上げに関する事業については、かさ上げ工事後のえん堤の高さが20メートル以上の場合は、本分類に含まれる。

また、高えん堤新設事業現場内において行われる工事のうち、高えん堤新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設工事及び建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けを行う工事は、除外事業としてそれぞれ該当する事業の種類に分類される。

## (3) (3103) 隧道新設事業

この分類には、隧道の新設に関する建設事業及び隧道の内面巻替え又は外巻きを行う事業並びにこれらに附帯して当該事業現場内において行われる事業が該当する。

なお、隧道新設事業の態様をもって行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業（推進工法による管の埋設の事業を除く。）及び内面巻立て後の隧道内において土圧を保てるものと認められるコンクリート吹付け工法による巻立てを行う事業は、本分類に含まれる。

また、内面巻立て後の隧道内において路面ほ装、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び建築物の建設を行う事業は、除外事業としてそれぞれ該当する事業の種類に分類される。

## 2 (32) 道路新設事業

この分類には、道路の新設事業及び道路の改築事業（路幅の拡張又は路線変更）並びにこれらに附帯して行われる事業が該当する。

なお、道路新設事業において隧道新設事業又は、建築事業の態様をもって行われる工事は、除外事業として「(3103) 隧道新設事業」又は「(35) 建築事業」に分類される。

### (3201) 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業

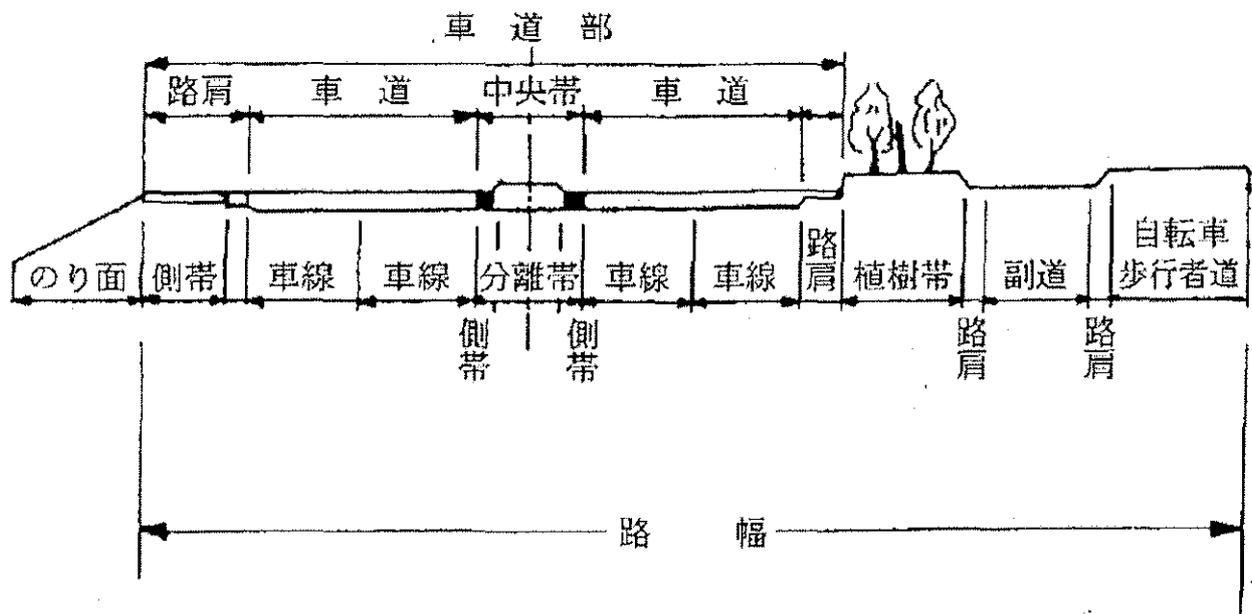
この分類には、道路の新設事業及び路幅の拡張の事業並びにこれらに附帯して行われる事業が該当する。

なお、道路新設工事において隧道新設工事又は建築工事が含まれる場合において、当該隧道新設工事に係る施工経費が1,000万円未満若しくは総請負金額の10%未満であるとき又は当該建築工事に係る施工経費が500万円未満若しくは総請負金額の10%未満であるときは、当該道路新設工事全体が本分類に含まれる。

また、道路新設工事又は道路改築工事に附帯する道路付属施設工事であっても異なる請負契約によって施工される場合には、請負金額ごとに該当する事業に分類される。

[参考] ここでいう路幅とは、①車道、②中央帯、③路肩、④停車帯、⑤自転車道、⑥自転車歩行者道、⑦歩行者道、⑧植樹帯、⑨副道によって構成される道路の横断面の長さをいい、道路付属施設とは、①待避所、②交通安全施設、③交通管理施設、④駐車場等、⑤防雪施設、⑥除雪、融雪施設、⑦落石防護施設、⑧のり面保護工、⑨防波施設、防砂施設、⑩排水施設をいう。

(参考図)



### 3 (33) ほ装工事業

この分類には、道路、広場等のほ装又は砂利散布を行う事業及び広場の展圧又は芝張りを行う事業が該当する。

ここで、ほ装とは、下層路盤から表層までの一連の作業工程の全部又は一部をいう。

(1) (3301) 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業

この分類には、道路、広場、プラットホーム等にセメントコンクリートほ装、アスファルトほ装又は簡易ほ装を行う事業が該当する。

なお、道路新設工事、道路改築工事、道路改修工事等に伴うほ装工事は、道路新設工事、道路改築工事、道路改修工事等と異なる請負契約によって施工される場合、本分類に含まれる。ただし、道路新設工事又は道路改築工事と同一の請負契約によって施工される場合は、「(3201)道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業」に含まれる。

また、基体の改修又は復旧を伴わない高架道の路面ほ装事業は、本分類に含まれる。

(2) (3302) 砂利散布の事業

この分類には、道路、広場等に砂利散布を行う事業が該当する。

ただし、道路、鉄道又は軌道の改修又は復旧工事に伴い砂利散布を行う事業は、「(3703)道路の改修、復旧又は維持の事業」又は「(3704)鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業」に含まれる。

(3) (3303) 広場の展圧又は芝張りの事業

この分類には、広場の展圧又は芝張りを行う事業が該当する。

4 (34) 鉄道又は軌道新設事業

この分類には、鉄道又は軌道の<sup>れい</sup>新設線の建設を行う事業及び複線化工事等新設の態様をもって施工される事業並びにこれらに附帯して行われる事業が該当する。

なお、鉄道又は軌道新設事業において<sup>れい</sup>隧道新設工事の態様又は建築工事の態様をもって行われる工事及び建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けを行う工事は、除外事業としてそれぞれ該当する事業の種類に分類される。

(1) (3401) 開さく式地下鉄道の<sup>れい</sup>新設に関する建設事業

この分類には、開さく工法により地下鉄道の<sup>れい</sup>新設を行う事業及びこれに附帯して行われる事業が該当する。

なお、駅舎（プラットホーム、階段及び連絡通路を含む。）の内装工事及び電気等の設備工事は、「(35)建築事業」に含まれる。

(2) (3402) その他の鉄道又は軌道の<sup>れい</sup>新設に関する建設事業

この分類には、開さく式工法以外の工法により鉄道又は軌道の<sup>れい</sup>新設を行う事業及びこれらに附帯して行われる事業が該当する。

5 (35) 建築事業（(38)既設建築物設備工事業を除く。）

この分類には、建築物及び橋りょうの新設、改修、復旧、維持、解体等を行う事業及びこれらに附帯して行われる事業が該当する。

なお、建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業は、除外事業として「(36)機械装置の組立て又はすえ付けの事業」に分類される。

(1) (3501)鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業  
(3103)隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。)

この分類には、鉄骨造建築物、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物等の家屋の建設を行う事業及び開さく工法により地下道又は地下街の建設を行う事業が該当する。

なお、地下道又は地下街の建設を行う事業で工事区間に開さく工法及び開さく工法以外の工法が併せ施工される場合、開さく工法以外の工法で施工される部分は、除外事業として「(3103)隧道新設事業」に分類される。

(2) (3502)木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業

この分類には、木造建築物、れんが造り建築物、石造り建築物、ブロック造り建築物、土造り建築物等の家屋の建設を行う事業が該当する。

(3) (3503)橋りょう建設事業

この分類には、一般橋りょう、道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋、跨線道路橋、さん橋、モノレール等の新設を行う事業及びこれらの基体の改修、復旧又は維持を行う事業が該当する。

(4) (3504)建築物の新設に伴う設備工事業 ((3507)建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。)

この分類には、建築物の新設に伴って行われる電話の設備、給水、給湯、排水等の設備、衛生設備、消火設備、暖房又は冷房の設備等各種設備の工事を行う事業及び土地に定着する工作物に塗装工事を行う事業が該当する。

(5) (3507)建築物の新設に伴う電気の設備工事業

この分類には、建築物の新設に伴って行われる電気設備、電気配線、ネオン装置、電燈照明等の設備工事を行う事業が該当する。

(6) (3508)送電線路又は配電線路の建設(埋設を除く。)の事業

この分類には、埋設以外の工法により送電線路又は配電線路の建設を行う事業が該当する。

(7) (3505)工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業

この分類には、工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去を行う事業が該当する。

(8) (3506)その他の建築事業

この分類には、野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業、たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業、鉄塔又は跨線橋(跨線道路橋を除く。)の建設事業、煙突、煙道、風洞等の建設事業、やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業、門、塀、柵、庭園等の建設事業、炉の建設事業、通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の

事業、信号機又は可変式道路情報装置の建設事業、配水池、プール等の建設事業等の事業が該当する。

なお、し尿処理施設、下水処理施設又は汚水処理施設の建設を行う事業及び機械装置の組立て又はすえ付けを伴う工場の建設を行う事業は、本分類に含まれる。

## 6 (38) 既設建築物設備工事業

この分類には、主として既設建築物内部において各種設備工事を行う事業及び室内の塗装、建具の取付けその他の内装工事を行う事業が該当する。

なお、主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業は、「(3506)その他の建築事業」に含まれる。

- (1) (3801) 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに  
附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、  
(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715)  
さく井事業を除く。）

イ 電話の設備工事業

ロ 給水、給湯等の設備工事業

ハ 衛生、消火等の設備工事業

ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業

ホ 工作物の塗装工事業

ヘ その他の設備工事業

この分類には、主として既設建築物の内部において行われる電話の設備、給水、給湯、排水等の設備、衛生設備、消火等の設備、暖房又は冷房の設備等の各種設備の工事を行う事業及び工作物等の塗装工事を行う事業が該当する。

なお、これらの事業において、建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けを行う工事は、除外事業として「(3601)各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業」に分類される。

- (2) (3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業

この分類には、既設建築物の屋内又は屋側の電気配線、電燈照明等の設備工事を行う事業が該当する。

- (3) (3803) 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業

この分類には、既設建築物内部において建具の取付け、床張り、壁張り、間仕切り、階段の改修等の工事を行う事業が該当する。

## 7 (36) 機械装置の組立て又はすえ付けの事業

この分類には、各種機械装置の組立て又はすえ付けを行う事業及びこれに附帯して行われる事業が該当する。

なお、建設工事において、当該建設工事に使用するための機械の組立て又はすえ付けを行う事業は、当該建設工事に附帯する事業として取り扱う。

#### (1) (3601) 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業

この分類には、エレベーター、エスカレーター、冷凍機、空気調節機、ボイラー、起重機、石油精製装置、パルプ製造装置等の組立て又はすえ付けを行う事業及びこれに附帯して機械装置の基礎台の建設を行う事業が該当する。

なお、機械装置の組立て又はすえ付けを伴う修繕及び部分品の取替は、本分類に含まれる。

#### (2) (3602) 索道建設事業

この分類には、索道の建設を行う事業が該当する。

### 8 (37) その他の建設事業

この分類には、<sup>ずい</sup>隧道、道路、鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持を行う事業、沈没物の引揚げの事業等他に分類されない建設事業及びこれらの事業に附帯して行われる事業が該当する。

なお、大規模造成工事に関連して一定の目的を有すると認められる各種建築工事等を行うことが一般的であると考えられるスキー場、ゴルフ場及びこれらをはじめとする施設の集合体と認められる総合リゾート施設の建設の事業並びに飛行場の建設の事業については、土地の造成を主たる目的とする事業として「(37) その他の建設事業」の労災保険率を適用するが、これらの事業が分割発注で施工される場合にあっては、次に掲げる建設の事業につき、各々に定める工作物ごとに労災保険率決定上の適用単位とし、当該完成されるべき工作物により労災保険率を適用する。

#### ① スキー場の建設の事業

ホテル、マンション、ロッジ及びこれらに準じた建築物並びに索道

#### ② ゴルフ場の建設の事業

クラブハウス、ホテル及びこれらに準じた建築物並びに施設管理用等の機械装置

#### ③ 総合リゾート施設の建設の事業

スキー場(この範囲において①を適用)、ゴルフ場(この範囲において②を適用)並びにホテル、マンション、ロッジ及びこれらに準じた建築物

#### ④ 飛行場の建設の事業

管制塔、ターミナルビル、格納庫及びこれらに準じた建築物

#### (1) (3701) えん堤の建設事業 ( (3102) 高えん堤新設事業を除く。 )

この分類には、フィルダムの新設に関する建設事業及び基礎地盤から堤頂までの高さが20メートル未満のえん堤の建設、改修、復旧又は維持を行う事業が該当する。

ただし、基礎地盤から工事を行う既設えん堤（フィルダムを除く。）のかさ上げの事業は、かさ上げ後のえん堤の高さが20メートル以上の場合には「(3102)高えん堤新設事業」に含まれる。

(2) (3702) 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業（(3103)内面巻替えの事業を除く。）

この分類には、隧道の改修、復旧又は維持の事業及び推進工法による管の埋設の事業が該当する。

また、内面巻替え又は外巻きを行う事業及び内面巻立後の隧道内において土圧を保てると認められるコンクリート吹付工法による巻立てを行う事業は、「(3103)隧道新設事業」に含まれる。

(3) (3703) 道路の改修、復旧又は維持の事業

この分類には、道路の改修、復旧又は維持を行う事業が該当する。

なお、道路の災害復旧工事で、既存の路線及び路幅に復旧するものは、本分類に含まれる。

また、路面標識等の表示を行う事業（路面表示業）は、道路付属施設を設置する工事として本分類に含まれる。

(4) (3704) 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業

この分類には、鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持を行う事業が該当する。

なお、構内において既成基盤の上で行う引込線工事及び増線工事は、本分類に含まれる。

(5) (3705) 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業

この分類には、堤防、水制工、併行工等の建設、改修、復旧又は維持を行う事業が該当する。

(6) (3706) 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業

この分類には、運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設を行う事業が該当する。

ただし、隧道新設事業の態様をもって行われる運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設を行う事業は、「(3103)隧道新設事業」に含まれる。

(7) (3707) 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業

この分類には、地表を掘り下げて貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設を行う事業が該当する。

(8) (3708) 水門、樋門等の建設事業

この分類には、水門、樋門等の建設を行う事業が該当する。

(9) (3709) 砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業

この分類には、砂防設備の建設を行う事業が該当する。

ただし、えん堤による砂防設備の建設を行う事業及び植林のみによる砂防設備の建設を行う事業は、それぞれ該当する事業の種類に含まれる。

(10) (3710) 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業

この分類には、海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設を行う事業が該当する。

(11) (3711)湖沼、河川又は海面の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫、干拓又は埋立ての事業

この分類は、湖沼、河川（運河を含む。）又は海面の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫、干拓又は埋立てを行う事業が該当する。

(12) (3712)開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫して行う(3719)造園の事業を含む。）

この分類には、開墾又は耕地整理を行う事業及び墓地、公園、飛行場、ゴルフ場、競馬場、競技場等の敷地又は広場の造成を行う事業が該当する。

なお、公園等の造成から造園まで一貫して行う事業は、本分類に含まれる。

(13) (3719)造園の事業

この分類には、墓地、公園、飛行場、ゴルフ場、競馬場、競技場等の敷地又は広場の造園を行う事業が該当する。

(14) (3713)地下に構築する各種タンクの建設事業

この分類には、地下に構築され、かつ、埋設される原油槽、汚油洗浄装置における液化槽、ろ過槽、酸化槽等の各種タンクの建設を行う事業が該当する。

(15) (3714)鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業

この分類には、<sup>ずい</sup>隧道新設事業以外の態様をもって行われる鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業が該当する。

ただし、<sup>ずい</sup>隧道新設事業の態様をもって行われる鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業は、「(3103) <sup>ずい</sup>隧道新設事業」に含まれる。

(16) (3715)さく井事業

この分類には、さく井を行う事業が該当する。

ただし、石油又は天然ガスの採掘のためにさく井を行う事業は、「(2401)原油鉱業」又は「(2402)天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業」に含まれる。

(17) (3716)工作物の破壊事業

この分類には、各種工作物の破壊を行う事業が該当する。

(18) (3717)沈没物の引揚げ事業

この分類には、沈没物の引揚げ等潜水によって行われる事業が該当する。

ただし、引き揚げられた爆薬物の分解処理を行う事業は「(5401)金属製品製造業又は金属加工業」の(10)「その他の金属製品製造業又は金属加工業」に、沈没船の解体スクラップ化を行う事業は「(3716)工作物の破壊事業」に含まれる。

なお、水難救助の事業及び潜水によって行われる海底測量、調査等の事業は、本分類に含まれる。

(19) (3718)その他の各種建設事業

この分類には、他に分類されない建設事業及びこれらの事業に附帯して行われる事業が該当する。

なお、除雪の作業を行う事業は、本分類に含まれる。

## 第5 製造業

この分類には、一定の場所において機械器具等の設備を有して有機又は無機の物質に物理的、化学的変化を加えて物の製造、加工、組立て等の作業を行う事業が該当する。

なお、製造された各種製品の修理を行う事業は、本分類に含まれる。

また、各種製品の製造を行う事業であって卸売（業務用に少量、少額を販売するものを除く。）を行わず製造と同一場所において最終消費者に販売を行う事業は、「(9801)卸売業・小売業」に含まれる。

### 1 (41)食料品製造業

この分類には、各種の飲食料品、氷、動植物性肥料、飼料等の製造加工を行う事業、たばこの製造及びたばこ原料の製造を行う事業並びに茶の製造を行う事業が該当する。

なお、グルタミン酸ソーダ、食用アミノ酸等の化学的処理を伴う食料品の製造を行う事業及び食料品のかん詰、びん詰、つぼ詰、真空パック詰等を行う事業は、本分類に含まれる。

#### (1) (4101)食料品製造業

この分類には、各種の飲食料品、氷、動植物性肥料、飼料等の製造加工を行う事業が該当する。

なお、グルタミン酸ソーダ、食用アミノ酸等の化学的処理を伴う食料品の製造を行う事業及び食料品のかん詰、びん詰、つぼ詰、真空パック詰等を行う事業は、本分類に含まれる。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

#### イ 肉製品又は乳製品製造業

畜産物の肉、内臓物、乳等を加工して肉製品、乳製品等の製造を行う事業。  
ただし、と畜を行う事業は、「(9103)と畜業」に含まれる。

#### ロ 水産食料品製造業

魚介類（鯨を含む。）、海そう類等を原料として水産加工品の製造を行う事業及び冷凍水産食品の製造を行う事業。

ただし、鯨油の製造を行う事業及び鯨体から肥料の製造を行う事業は、「(4701)化学工業」の(2)のBのロ「動植物油脂製造業」に含まれる。

#### ハ 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業

野菜、果実、きのこ等を原料として農産加工品の製造を行う事業。

#### ニ 調味料製造業

農林水産物を加工し各種調味料の製造を行う事業及び化学的に合成された調味料の製造を行う事業。

ただし、食塩の製造を行う事業は、「(4701)化学工業」の(1)のAのロ「無機工業製品製造業」に含まれる。

ホ 精穀又は製粉業

米、麦等の精穀を行う事業及び小麦粉、そば粉その他の穀粉の製造を行う事業。

ヘ 砂糖製造業

甘味資源作物を原料として砂糖の製造を行う事業及び粗糖の精製又は糖みつの加工処理を行い砂糖の製造を行う事業。

ト パン又は菓子製造業

パン類及び各種和洋菓子の製造を行う事業。

チ 飲料製造業（(9)清酒製造業を除く。）

清涼飲料、果実酒、ビール、蒸留酒又は混成酒の製造を行う事業。

リ 清酒製造業

清酒又は濁酒の製造を行う事業。

ヌ 製氷業

人造氷の製造を行う事業。

なお、天然氷の採取貯蔵を行う事業は、「(9416)前各項に該当しない事業」に含まれる。

ル その他の食料品製造業

他に分類されない食料品の製造を行う事業及び動物飼料又は動植物性肥料の製造を行う事業。

なお、設備を有して、もやし、えのき茸等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(2) (4112)たばこ等製造業

この分類には、たばこの製造及びたばこ原料の製造を行う事業並びに茶の製造を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

イ たばこ製造業

たばこの製造及びたばこ原料の製造を行う事業。

ロ 製茶業

茶の製造を行う事業。

2 (42)繊維工業又は繊維製品製造業

この分類には、まゆから生糸、玉糸、野蚕糸、副蚕糸等の製造を行う事業、生糸の再繰等を行う事業、各種繊維の製造を行う事業及び各種衣服その他の繊維製品の製造を行う事業が該当する。

#### (4201) 繊維工業又は繊維製品製造業

この分類には、まゆから生糸、玉糸、野蚕糸、副蚕糸等の製造を行う事業、生糸の再繰等を行う事業、各種繊維の製造を行う事業及び各種衣服その他の繊維製品の製造を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

##### (1) 製糸業

繰糸機により生糸の製造を行う事業、玉糸の製造を行う事業及び野蚕糸又は副蚕糸の製造を行う事業。

##### (2) 紡績業又はねん糸製造業

綿、化学繊維、羊毛、絹、麻等より紡績糸の製造を行う事業及びねん糸の製造を行う事業。

##### (3) 化学繊維製造業

レーヨン、アセテート又は合成繊維の製造を行う事業及びセロファンの製造を行う事業。

##### (4) 織物業

綿、スフ、絹、人絹、毛、麻等の紡績糸より小幅又は広幅の織物の製造を行う事業。

ただし、細幅織物の製造を行う事業は、「(7) 繊維雑品製造業」に含まれる。

##### (5) メリヤス製造業

毛糸、綿糸等からニット又はメリヤス生地 of 製造を行う事業及び毛糸、綿糸又は他から受け入れたニット若しくはメリヤス生地からニット又はメリヤス製品の製造を行う事業。

##### (6) 染色整理業

綿状繊維、糸、織物、繊維雑品等の各種の繊維製品に精練、漂白、染色、整理仕上げその他の処理を行う事業。

##### (7) 繊維雑品製造業

綿糸、絹糸、麻糸、レーヨン、スフ糸又は合成繊維糸からリボン、テープ、各種レース、組ひも、細幅織物その他の繊維雑品の製造を行う事業。

##### (8) 被服、繊維製身のまわり品等製造業

他から受け入れた織物、フェルト地、レース地、なめし皮、毛皮、合成皮革、ビニール地等を裁断、縫製して被服の製造を行う事業及び繊維製身のまわり品等の製造を行う事業。

ただし、ニット又はメリヤス製品の製造を行う事業は「(5)メリヤス製造業」に、ゴム又は合成樹脂の溶融を伴う外衣の製造を行う事業は「(4701)化学工業」の(5)のEのへ「その他のゴム製品製造業」に含まれる。

(9) その他の繊維工業又は繊維製品製造業

整毛、麻製織、せん毛等を行う事業、綿、不織布、加工織物、衛生材料、寝具、蚊帳、帆布等の他に分類されない繊維製品の製造を行う事業及び刺しゅう加工を行う事業。

3 (44)木材又は木製品製造業

この分類には、製材機械、木工機械等の機械を使用して製材を行う事業、ベニヤ板、合板等の木製基礎資材の製造を行う事業及び木材又は木製基礎材から各種木製品の製造又は加工を行う事業が該当する。

(4401)木材又は木製品製造業

この分類には、製材機械、木工機械等の機械を使用して製材を行う事業、ベニヤ板、合板等の木製基礎資材の製造を行う事業及び木材又は木製基礎材から各種木製品の製造又は加工を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 一般製材業

原木、丸太等から板、角材等の製造を行う事業。

(2) ベニヤ単板、屋根板、経木、木毛、たるおけ材等製造業

ベニヤ単板、屋根板、経木、木毛、たるおけ材等の製造を行う事業。

(3) 造作材、合板その他建築用組立て材料製造業

各種造作材、合板その他建築用組立材料の製造を行う事業。

(4) 木製容器製造業

折箱、木箱、おけ等の木製容器の製造を行う事業。

(5) 木製履物製造業

げた等の木製履物の製造を行う事業。

(6) 木材薬品処理業

製材された木材をクレオソートその他の薬品で各種の処理を行う事業。

(7) 木製家具製造業

木製の家具の製造を行う事業。

なお、竹、とう又はきりゅう製の家具の製造を行う事業は、「(6108)竹、<sup>とう</sup>籐又はきりゅう製品製造業」に含まれる。

(8) 木製宗教用具製造業

木製の仏壇若しくは神だな又はその附属品の製造を行う事業。

(9) 木製建具製造業

木製の各種建具の製造を行う事業。

(10) その他の木材又は木製品製造業

他に分類されない木材又は木製品の製造を行う事業。

ただし、紡績用木管、シャトル、おさ等の製造を行う事業は「(5601)機械器具製造業」の(5)「繊維機械製造業」に、マッチ軸木又はつまようじの製造を行う事業は「(6116)その他の各種製造業」に含まれる。

4 (45)パルプ又は紙製造業

この分類には、木材その他の植物原料又は故紙繊維からパルプ、紙又は繊維板の製造を行う事業が該当する。

(4501)パルプ又は紙製造業

この分類には、木材その他の植物原料又は故紙繊維からパルプ、紙又は繊維板の製造を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) パルプ製造業

この分類には、木材その他の植物原料からパルプの製造を行う事業及びパルプの製造から一貫して各種紙の製造を行う事業が該当する。

(2) 紙製造業（「(6401)貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業」の(7)「手すき和紙製造業」を除く。）

木材パルプ、故紙その他の繊維から洋紙、板紙、機械すき和紙又は加工紙の製造を行う事業。

ただし、パルプの製造から一貫して各種紙の製造を行う事業は、「(1)パルプ製造業」に含まれる。

(3) 繊維板製造業

木材その他の植物原料から繊維板の製造を行う事業。

ただし、軟質繊維板の製造を行う事業は、「(6107)加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業」に含まれる。

5 (46)印刷又は製本業

この分類には、各種の印刷又は製本を行う事業、各種製版を行う事業及び活字等の製造を行う事業並びに植字を行う事業が該当する。

ただし、新聞業及び出版業は、「(9703)新聞業又は出版業」に含まれる。

(4601)印刷又は製本業

この分類には、各種の印刷又は製本を行う事業、各種製版を行う事業及び活字等の製造を行う事業並びに植字を行う事業が該当する。

ただし、新聞業及び出版業は、「(9703)新聞業又は出版業」に含まれる。  
また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 印刷業（(9412)謄写印刷業を除く。）

印刷機械を用いて、紙等に印刷を行う事業。

ただし、謄写版により印刷を行う事業及び複写機により複写を行う事業は、「(9412)速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業」に含まれる。

(2) 製本又は印刷物加工業

製本を行う事業又は印刷物の折りたたみ、ミシン掛け等の加工を行う事業。

(3) 写真製版、植字等の事業

写真製版を行う事業、紙型鉛板、銅板、活字等の製造を行う事業及び植字を行う事業。

## 6 (47)化学工業

この分類には、化学的処理（化学反応、蒸留、分解等）を主たる製造過程とする事業であって他に分類されない事業、原油、石炭等から精製、乾留、混合加工等により各種石油、石炭製品等の製造を行う事業、天然ゴム、合成ゴム等より各種ゴム製品の製造を行う事業及び皮又は毛皮のなめしを行う事業が該当する。

### (4701)化学工業

この分類には、化学的処理（化学反応、蒸留、分解等）を主たる製造過程とする事業であって他に分類されない事業、原油、石炭等から精製、乾留、混合加工等により各種石油、石炭製品等の製造を行う事業、天然ゴム、合成ゴム等より各種ゴム製品の製造を行う事業及び皮又は毛皮のなめしを行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) A 無機化学製品製造業

イ 化学肥料製造業

窒素質肥料、りん酸質肥料、複合肥料等の化学肥料の製造を行う事業。

ロ 無機工業製品製造業

工業用原料として用いられる無機化学工業製品の製造を行う事業。

(2) B 有機化学製品製造業

イ 有機工業製品製造業

工業用原料として用いられる有機化学工業製品の製造を行う事業。

ロ 動植物油脂製造業

圧さく又は抽出により動植物油及びその副産物の油かすの製造を行う事業。

ハ 油脂加工製品又は塗料製造業（界面活性剤製造業を含む。）

油脂加工製品、洗剤、各種塗料等の製造を行う事業。

ニ 天然樹脂製品又は木材化学製品製造業

天然樹脂、木材、木皮その他の植物性原料から乾留、抽出等により天然樹脂製品又は木材化学製品の製造を行う事業。

ホ 医薬品製造業

医薬品の原薬、医薬品又は医薬部外品の製剤の製造を行う事業及び動物、植物又は鉱物から生薬の製造を行う事業。

(3) C その他の無機化学製品又は有機化学製品製造業

イ 火薬、煙火又はマッチ製造業（弾薬装てん組立て業を含む。）

産業用又は武器用火薬、花火、マッチ、煙火等の製造を行う事業。

ロ その他の化学製品製造業

農薬、殺虫剤、香料、化粧品、化粧用調整品、化学接着剤、写真感光紙等の製造を行う事業。

(4) D 石油製品又は石炭製品製造業

イ 石油精製業

原油等からガソリン、ナフサ等の製造を行う事業。

ロ 潤滑油又はグリース製造業

他から受け入れた鉱油（廃油を含む。）、動植物油等を混合加工して潤滑油又はグリースの製造を行う事業。

ハ 廃油再生業又は廃油処理工業

廃油又は泥油の再生を行う事業及び廃油の化学的処理を行う事業。

ニ ほ装材料製造業

アスファルト又はタールからほ装用混合物又はほ装用ブロックの製造を行う事業。

ホ コークス若しくは半成コークス又はこれらの副産物の製造業

石炭から乾留によりコークス若しくは半成コークス又はこれらの副産物の製造を行う事業。

へ れん炭又は豆炭製造業

石炭を主原料としてれん炭、豆炭等の製造を行う事業。

ト その他の石油製品又は石炭製品製造業

他に分類されない石油製品又は石炭製品の製造を行う事業。

(5) E ゴム製品製造業

イ タイヤ又はチューブ製造業

自動車、自転車等各種車両のゴム製のタイヤ又はチューブの製造を行う事業。

ロ ゴム製履物製造業

各種のゴム製履物又はゴム製の履物用部分品若しくは附属品の製造を行う事業。

ハ 再生ゴム製造業

他から受け入れた古タイヤ、古チューブ、くずゴム等から再生ゴムの製造を行う事業。

ニ タイヤ再生業

古タイヤから更生タイヤの製造を行う事業。

ホ 工業用ゴムベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業

一般的に工業用として用いられるゴムベルト、ゴムホース等の各種工業用ゴム製品の製造を行う事業。

ヘ その他のゴム製品製造業

ゴム引布、医療又は衛生用ゴム製品、ゴム糸、接着剤、練生地等の他に分類されないゴム製品の製造を行う事業。

(6) F 製革業又は毛皮製造業

イ 製革業

革(毛皮を除く。)のなめし、調整又は仕上げを行う事業。

ロ 毛皮製造業

毛皮のなめし、調整又は仕上げを行う事業。

7 (48) ガラス又はセメント製造業

この分類には、ガラス素地及び各種のガラス製品並びに各種のセメントの製造を行う事業が該当する。

(4801) ガラス又はセメント製造業

この分類には、ガラス素地及び各種のガラス製品並びに各種のセメントの製造を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) A ガラス製造業

イ 板ガラス製造業

各種の板ガラスの製造を行う事業。

ロ 光学ガラス製造業

光学用ガラス素地の製造を行う事業。

ハ ガラス繊維製造業

ガラス繊維又は各種のガラス繊維製品の製造を行う事業。

ニ 魔法びん製造業

魔法びん用ガラス製中びんの製造を行う事業及びガラス製中びんの製造から一貫して魔法びんの製造を行う事業。

ホ ガラス製品加工業(「(6001)計量器、光学機械、時計等製造業」の(5)「レンズ製造業」を除く。)

加工用素材としてのガラス製品の製造を行う事業及び理化学用、医療用又は衛生用ガラス器具の製造を行う事業。

へ その他のガラス又はガラス製品製造業

他に分類されないガラス又はガラス製品の製造を行う事業。

(2) B セメント製造業

イ セメント製造業

各種セメントの製造を行う事業。

## 8 (66) コンクリート製造業

この分類には、生コンクリート並びに各種のコンクリート製品及びセメント製品の製造を行う事業が該当する。

### (6601) コンクリート製造業

この分類には、生コンクリート並びに各種のコンクリート製品及びセメント製品の製造を行う事業が該当する。

## 9 (62) 陶磁器製品製造業

この分類には、陶石又は土石を原料として、混合、成型、熱処理等を行い、陶器又は磁器製品の製造を行う事業が該当する。

### (6201) 陶磁器製品製造業

この分類には、衛生陶器、食卓用陶磁器、厨房用陶磁器等の各種の陶磁器製品の製造を行う事業が該当する。

## 10 (49) その他の窯業又は土石製品製造業

この分類には、土石材料を原料として、混合、成型、熱処理、研磨等を行い各種の窯業製品又は土石製品の製造を行う事業が該当する。

### (4901) その他の窯業又は土石製品製造業

この分類には、土石材料を原料として、混合、成型、熱処理、研磨等を行い各種の窯業製品又は土石製品の製造を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 建設用粘土製品製造業

粘土かわら、普通れんが等の建設用粘土製品の製造を行う事業。

(2) 粘土製耐火物製造業

耐火れんが等の粘土製耐火物の製造を行う事業。

(3) 炭素又は黒鉛製品製造業

炭素質電極、炭素棒、黒鉛るつぼ等の炭素又は黒鉛製品の製造を行う事業。

(4) 研ま材製造業

天然又は人造の研ま材又は研削材の製造を行う事業。

ただし、他から受け入れた研ま材又は研削材より研ま布紙又は研削と石の製造を行う事業は、「(6116)その他の各種製造業」に含まれる。

(5) 石膏又は石灰製造業

石こう製品又は石灰製品の製造を行う事業。

(6) その他の各種窯業又は土石製品製造業

ほうろう引きを行う事業及び骨材、石工品製品等の他に分類されない各種の窯業製品又は土石製品の製造を行う事業。

11 (50) 金属精錬業 ((51) 非鉄金属精錬業を除く。)

この分類には、鉄鉱石、鉄くず等を製錬又は精錬して粗鋼の製造を行う事業が該当する。

なお、粗鋼の全部又は一部の生産から一貫して金属材料品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(5001) 金属精錬業

この分類には、鉄鉱石、鉄くず等を製錬又は精錬して粗鋼の製造を行う事業が該当する。

なお、粗鋼の全部又は一部の生産から一貫して金属材料品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 製鉄業

各種の炉により銑鉄の製造を行う事業、銑鉄から鋼塊の製造を行う事業及び銑鉄から一貫して鉄鋼材料品の製造を行う事業。

(2) 製鋼圧延業

各種の炉により鋼塊の製造を行う事業及び鋼塊の製造から一貫して金属材料品の製造を行う事業。

(3) 合金鉄製造業

合金鉄の製造を行う事業及び合金鉄の製造から一貫して金属材料品の製造を行う事業。

12 (51) 非鉄金属精錬業

この分類には、非鉄金属の鉱石、非鉄金属くず等の製錬又は精錬を行う事業及び非鉄金属の合金の製造を行う事業が該当する。

なお、非鉄金属の製錬又は精錬から一貫して金属材料品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

#### (5101) 非鉄金属精錬業

非鉄金属の鉱石、非鉄金属くず等の製錬又は精錬を行う事業及び非鉄金属の合金の製造を行う事業が該当する。

なお、非鉄金属の製錬又は精錬から一貫して金属材料品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

##### (1) 非鉄金属の製錬又は精錬業

非鉄金属鉱石の製錬を行う事業及び非鉄金属くず等から非鉄金属の再生を行う事業並びに製錬、再生等から一貫して非鉄金属材料品の製造を行う事業。

##### (2) 非鉄金属合金の製錬又は精錬業

非鉄金属合金の製造を行う事業及び非鉄金属合金の製造から一貫して非鉄金属合金材料品の製造を行う事業。

### 13 (52) 金属材料品製造業（(53) 鋳物業を除く。）

この分類には、他から受け入れた鋼塊又は非鉄金属塊から圧延、鍛造、抽伸、押し等により各種金属材料品の製造を行う事業が該当する。

#### (5201) 金属材料品製造業

この分類には、他から受け入れた鋼塊又は非鉄金属塊から圧延、鍛造、抽伸、押し等により各種金属材料品の製造を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

##### (1) 鋼材製造業（一貫して行う(55)めつき業を含む。）

鋼塊又は鋼半成品から熱間圧延、冷間圧延等により各種の鋼材の製造を行う事業。

##### (2) 鍛鋼製造業

鋼塊又は鋼半成品からハンマー、プレス等により鍛鋼品の製造を行う事業。

##### (3) 非鉄金属圧延又は伸線業（「(5701)電気機械器具製造業」の(8)「絶縁電線又はケーブル製造業」を除く。）

非鉄金属又はその合金から圧延等により板、条、線、はく、管等の製造を行う事業及び他から受け入れた線材、バーインコイルから線引により各種伸線の製造を行う事業。

ただし、絶縁電線又はケーブルの製造を行う事業は、「(5701)電気機械器具製造業」の(8)「絶縁電線又はケーブル製造業」に含まれる。

(4) その他の金属材料品製造業

この分類には、他に分類されない各種の金属材料品の製造を行う事業が該当する。

なお、主として金属ウラン、酸化ウランなどの核燃料物質を成形加工する事業は、本分類に含まれる。

14 (53) 鋳物業

この分類には、他から受け入れた各種金属を溶融し鋳物を製造する事業が該当する。

(5301) 鋳物業

この分類には、他から受け入れた各種金属を溶融し鋳物を製造する事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 銑鉄鋳物製造業

他から受け入れた銑鉄から各種の銑鉄鋳物の製造を行う事業。

(2) 鋳鋼製造業

鋳塊、鉄くず等から鋼鋳物の製造を行う事業。

(3) 非鉄金属鋳物製造業

非鉄金属塊、非鉄金属くず等から各種の非鉄金属鋳物の製造を行う事業。

15 (54) 金属製品製造業又は金属加工業 ((63) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55) めつき業を除く。)

この分類には、各種金属材料から手工具又は機械を使用し、鍛造、鍛冶、叩き、打抜き、絞抜き、塑形、彫刻、研磨、張り、防錆、切断、溶接、溶断、伸線、板金等の金属加工により金属製品（部品を含む。）の製造を行う事業が該当する。

なお、金属材料品の製造から一貫して金属製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(5401) 金属製品製造業又は金属加工業

この分類には、各種金属材料から手工具又は機械を使用し、鍛造、鍛冶、叩き、打抜き、絞抜き、塑形、彫刻、研磨、張り、防錆、切断、溶接、溶断、伸線、板金等の金属加工により金属製品（部品を含む。）の製造を行う事業が該当する。

なお、金属材料品の製造から一貫して金属製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

- (1) ブリキかんその他のめっき板製品製造業  
ブリキその他のめっき板から各種のめっき板製品の製造を行う事業。
- (2) 配管工事用附属品製造業  
鋳鉄製、真ちゅう製等の配管工事用附属品の製造を行う事業。
- (3) 構築用金属製品製造業  
建設用又は建築用の金属製品の製造を行う事業。  
ただし、錠前、戸車等の建築用金物の製造を行う事業は、「(6301)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業」の(4)「一般金物製造業」に含まれる。
- (4) ボイラー製造業  
各種ボイラー及び圧力容器並びにこれらの附属品の製造を行う事業。
- (5) 線材製品製造業  
他から受け入れた線材からくぎ、鋼索等各種の線材製品の製造を行う事業。
- (6) ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業  
ボルト、ナット、リベット、小ねじ、スパイク、デーパーピン、平行ピン、割ピン、びょう、座金等の製造を行う事業。
- (7) 各種金属の打抜き、紋抜き又は塑形の事業  
各種金属の打抜き、紋抜き、彫刻等を行う事業及び粉末冶金製品の製造を行う事業。
- (8) 金属の溶接又は溶断の事業  
他から受け入れた各種金属の溶接、溶断、せん断等を行う事業。
- (9) 金属表面処理業（「(5501)めつき業」の(3)「アルマイト加工業」及び「(6115)塗装業」を除く。）  
金属張り及び研まを行う事業並びに金属防錆処理加工等を行う事業。
- (10) その他の金属製品製造業又は金属加工業  
他に分類されない各種の金属製品の製造又は金属加工を行う事業。

16 (63)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（(55)めつき業を除く。）

この分類には、各種金属材料品から洋食器、刃物、手工具又は他に分類されない一般金物の製造を行う事業が該当する。

(6301)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業

この分類には、各種金属材料品から洋食器、刃物、手工具又は他に分類されない一般金物の製造を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

- (1) 洋食器製造業  
ナイフ、フォーク、皿等の金属製食器の製造を行う事業。

ただし、貴金属製食器の製造を行う事業は、「(6401) 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業」の(1)「貴金属製品製造業」に含まれる。

(2) 刃物製造業

機械用、農業用又は食卓用刃物以外の刃物の製造を行う事業。

(3) 手工具製造業

農具、作業工具等の手工具の製造を行う事業。

(4) 一般金物製造業

他に分類されない一般金物の製造を行う事業。

17 (55)めつき業

この分類には、各種金属の表面にめつきを行う事業及びアルマイト加工を行う事業が該当する。

(5501)めつき業

この分類には、各種金属の表面にめつきを行う事業及びアルマイト加工を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 溶融めつき業

各種製品に溶融めつきの方法により亜鉛めつきその他のめつきを行う事業及びめつき直しを行う事業。

(2) 電気めつき業

各種製品に電気めつきを行う事業。

(3) アルマイト加工業

アルミニウム製品にアルマイト加工を行う事業。

18 (56)機械器具製造業 ((57)電気機械器具製造業、(58)輸送用機械器具製造業、(59)船舶製造又は修理業及び(60)計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)

この分類には、金属材料品又は機械部分品から各種機械又は機械装置の製造又は組立てを行う事業が該当する。

なお、各種機械又は機械装置の部分品の製造を行う事業、各種機械の修理を行う事業であって金属部分又は金属材料を主として工作機械により切削、穴切り等を行う事業及び機械又は同部分品の整備を行う事業は、本分類に含まれる。

(5601)機械器具製造業

この分類には、金属材料品又は機械部分品から各種機械又は機械装置の製造又は組立てを行う事業が該当する。

なお、各種機械又は機械装置の部分品の製造を行う事業、各種機械の修理を行う事業であって金属部分又は金属材料を主として工作機械により切削、穴切り等を行う事業及び機械又は同部分品の整備を行う事業は、本分類に含まれる。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 原動機製造業

各種機械の原動機の製造を行う事業。

ただし、船舶以外の輸送用機械の原動機の製造を行う事業は、「(58)輸送用機械器具製造業（(59)船舶製造又は修理業を除く。）」に含まれる。

(2) 農業用機械製造業（「(6301)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業」の（3）「手工具製造業」を除く。）

農業用に使用される機械の製造を行う事業。

ただし、農業用手工具の製造を行う事業は、「(6301)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業」の（3）「手工具製造業」に含まれる。

(3) 建設機械又は鉱山機械製造業（トラクター製造業を含む。）

しゅんせつ、発掘、掘削、展圧、破碎、選鉱等に使用する土木建設用又は鉱山用の重機械器具又は機械装置の製造を行う事業及び建設用又は運搬用トラクターの製造を行う事業。

(4) 金属加工機械製造業

金属加工機械又は機械工具の製造を行う事業。

(5) 繊維機械製造業

紡績機械、織物・編物機械、染色整理機械等の繊維機械の製造を行う事業及び繊維機械の部分品、取付具又は附属品の製造を行う事業。

(6) 特殊産業用機械製造業

食料品加工機械、製材又は木工機械、パルプ装置又は製紙機械、印刷、製本又は紙工機械、鑄造装置その他の特殊産業用機械の製造を行う事業。

(7) 一般産業用機械装置製造業

ポンプ又はポンプ装置、空気若しくはガス圧縮機又は送風機、エレベーター又はエスカレーター、荷役運搬設備、動力伝導装置、破碎機、ま碎機又は選別機械、化学機械その他の一般産業用機械装置の製造を行う事業。

(8) 家庭用機械器具製造業

家庭で使用される他に分類されない各種の機械器具の製造を行う事業。

(9) 武器製造業（「(4701)化学工業」の（3）のCのイ「弾薬装てん組立て業」を除く。）

銃、砲、銃弾、砲弾、特殊装甲車両等の武器の製造を行う事業。

(10) 消火器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業

各種消火器、消火装置、ボールベアリング、ピストンリング等の製造を行う事業。

(11) 各種機械又は同部分品製造修理業

他に分類されない各種の機械若しくは機械装置又はこれらの部分品の製造又は修理を行う事業。

19 (57) 電気機械器具製造業

この分類には、電気機械器具又は電気機械装置の製造又は修理を行う事業が該当する。

なお、巻線若しくは電気配線等特殊な作業工程を主とする電気機械器具又は部分品の製造、加工又は修理を行う事業は、本分類に含まれる。

ただし、電動部品を他から受け入れ工作機械により切削又は機械の組立てを主たる作業工程として電動機械の製造を行う事業は、完成品によりそれぞれ他の事業に分類される。

(5701) 電気機械器具製造業

この分類には、電気機械器具又は電気機械装置の製造又は修理を行う事業が該当する。

なお、巻線若しくは電気配線等特殊な作業工程を主とする電気機械器具又は部分品の製造、加工又は修理を行う事業は、本分類に含まれる。

ただし、電動部品を他から受け入れ工作機械により切削又は機械の組立てを主たる作業工程として電動機械の製造を行う事業は、完成品によりそれぞれ他の事業に分類される。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業

発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具の製造を行う事業。

(2) 民生用電気機械器具製造業

他に分類されない家庭用の電気機械器具又は電気照明器具の製造を行う事業。

(3) 電球製造業

電球、蛍光灯等の光源の製造を行う事業。

(4) 通信機械器具又は同関連機械器具製造業

有線又は無線通信機械器具、ラジオ又はテレビ、電気音響機械器具等の製造を行う事業及びこれらに関連する機械器具の製造を行う事業。

(5) 電子管又は半導体素子製造業

光源用以外の電子管又は半導体素子の製造を行う事業。

(6) 電子応用装置製造業

X線装置、電子計算機等の電子応用装置の製造を行う事業。

(7) 電気計測器製造業

電流計、定数測定器、特性測定器等の電気計測器の製造を行う事業。

(8) 絶縁電線又はケーブル製造業

銅、アルミニウム等又はこれらの合金の絶縁電線又はケーブルの製造を行う事業。

なお、絶縁電線を製造する工程のうち、他から受け入れた線材に対し伸線を施した後、焼鈍だけでなくより線も併せて行う事業は、本分類に含まれる。

(9) その他の電気機械器具製造業

蓄電池、電球用口金、導入線、接点等他に分類されない電気機械器具の製造を行う事業。

また、ICパッケージ、セラミックコンデンサー、フェライト等の製造を行う事業であって、当該事業のファインセラミック製品の生産額の50%以上が電気機械器具の部分品であるものは、本分類に含まれる。

20 (58) 輸送用機械器具製造業 ((59) 船舶製造又は修理業を除く。)

この分類には、自転車、自動車、鉄道車両、航空機等の輸送用機械器具の製造又は組立てを行う事業が該当する。

なお、輸送用機械の原動機又は金属部分品の製造又は組立てを行う事業、輸送用機械の修理を行う事業であって主として工作機械により切削、穴切り等を行う事業及び輸送用機械又は同部分品の整備を行う事業は、本分類に含まれる。

また、金属、鋳物、可塑物又はファインセラミックスを主たる原材料とし、輸送用機械器具の専用部品又は規格品を製造する事業であって、その生産額の50パーセント以上が輸送用機械器具の専用部品又は規格品である場合は、本分類に含まれる。

ただし、繊維、木材、ゴム、ガラスなど金属、鋳物、可塑物及びファインセラミックス以外のものを主たる原材料としている事業、消化器、各種工具等汎用品を製造している事業及び電装品又は計器等を製造している事業並びにめっき又は塗装を行っている事業は、本分類には該当せず、各々該当する事業に分類される。

(5801) 輸送用機械器具製造業

この分類には、自転車、自動車、鉄道車両、航空機等の輸送用機械器具の製造又は組立てを行う事業が該当する。

なお、輸送用機械の原動機又は金属部分品の製造又は組立てを行う事業、輸送用機械の修理を行う事業であって主として工作機械により切削、穴切り等を行う事業及び輸送用機械又は同部分品の整備を行う事業は、本分類に含まれる。

また、金属、鋳物、可塑物又はファインセラミックスを主たる原材料とし、輸送用機械器具の専用部品又は規格品を製造する事業であって、その生産額の50パーセント以上が輸送用機械器具の専用部品又は規格品である場合は、本分類に含まれる。

ただし、繊維、木材、ゴム、ガラスなど金属、鋳物、可塑物及びファインセラミックス以外のものを主たる原材料としている事業、消火器、各種工具等汎用品を製造している事業及び電装品又は計器等を製造している事業並びにめっき又は塗装を行っている事業は、本分類には該当せず、各々該当する事業に分類される。本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 自動車製造業

各種自動車（原動機付自転車を含む。）の製造又は組立てを行う事業、車台、車体又はトレーラの製造又は組立てを行う事業及び自動車部分品の製造又は組立てを行う事業。

(2) 鉄道車両製造業

鉄道事業の用に供する各種の鉄道車両又はその部分品の製造、組立、修理又は整備を行う事業。

(3) 自転車又はリヤカー製造業

自転車、リヤカー等又はこれらの部分品の製造又は組立てを行う事業。

(4) 航空機製造業

各種の航空機又はこれらの部分品の製造、組立て、修理又は整備を行う事業。

(5) その他の輸送用機械器具製造業

フォークリフト、ロケット等他に分類されない輸送用機械器具の製造を行う事業。

21 (59) 船舶製造又は修理業

この分類には、船舶の製造を行う事業及び船舶の修理、整備、ぎ装等を行う事業が該当する。

(5901) 船舶製造又は修理業

この分類には、船舶の製造を行う事業及び船舶の修理、整備、ぎ装等を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 鋼船製造又は修理業

各種鋼船の製造、修理、整備、ぎ装等を行う事業。

(2) 木船製造又は修理業

木船の製造、修理、整備、ぎ装等を行う事業。

(3) その他の船舶製造又は修理業

プラスチック船舶等他に分類されない船舶の製造、修理、整備、ぎ装等を行う事業。

## 22 (60) 計量器、光学機械、時計等製造業（(57)電気機械器具製造業を除く。）

この分類には、計量器、測定器、試験機、測量機械器具、医療機械器具、理化学機械器具、光学機械器具、時計、事務用機械器具等の機械器具の製造又は組立てを行う事業及びレンズ、楽器又は音盤の製造を行う事業が該当する。

なお、これらの機械器具の金属製の部分品の製造を行う事業、これらの機械器具の修理を行う事業であって主として工作機械により切削等を行う事業及び金属部分品の組立て等を行う事業は、本分類に含まれる。

### (6001) 計量器、光学機械、時計等製造業

この分類には、計量器、測定器、試験機、測量機械器具、医療機械器具、理化学機械器具、光学機械器具、時計、事務用機械器具等の機械器具の製造又は組立てを行う事業及びレンズ、楽器又は音盤の製造を行う事業が該当する。

なお、これらの機械器具の金属製の部分品の製造を行う事業、これらの機械器具の修理を行う事業であって主として工作機械により切削等を行う事業及び金属部分品の組立て等を行う事業は、本分類に含まれる。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

#### (1) 計量器、測定器又は試験機製造業

長さ計、体積計、はかり、温度計等の計量器の製造を行う事業、のぎす、ダイヤルゲージ等の測定器の製造を行う事業及び各種分析試験機器の製造を行う事業。

#### (2) 測量機械器具製造業

陸地用、航海用又は航空用の測量機械器具の製造を行う事業。

#### (3) 医療機械器具製造業

医科用、歯科用、獣医用等の医療用機械器具の製造を行う事業。

#### (4) 理化学機械器具製造業

他に分類されない化学研究用又は教育用の理化学機械器具の製造を行う事業。

#### (5) 光学機械器具又はレンズ製造業

顕微鏡、望遠鏡、写真機、撮影機、映写機、各種レンズ等の製造を行う事業。

なお、光学用ガラス素地の製造から一貫してレンズ等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

#### (6) 時計製造業

各種の時計、時刻指示装置又は時計部品の製造を行う事業。

#### (7) 事務用機械器具製造業

電子式卓上計算機、複写機、タイプライター等各種事務用機械器具の製造を行う事業。

(8) 楽器又は音盤製造業

各種の楽器の製造を行う事業及び音盤、ミュージックテープ等の製造を行う事業。

23 (64) 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業

この分類には、貴金属細工品、服飾、携行用身のまわり品、ブラシ類製品、皮革製品、手すき和紙、紋紙等の製造を行う事業及び木彫製品等手作業により各種製品の製造を行う事業が該当する。

(6401) 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業

この分類には、貴金属細工品、服飾、携行用身のまわり品、ブラシ類製品、皮革製品、手すき和紙、紋紙等の製造を行う事業及び木彫製品等手作業により各種製品の製造を行う事業が該当する。

また、本分類に含まれる事業の範囲については以下のとおり。

(1) 貴金属製品製造業（宝石細工業を含む。）

貴金属細工品の製造を行う事業及び宝石の細工を行う事業。

(2) 装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等製造業

貴金属及び宝石以外の材料から各種の装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等の製造を行う事業。

(3) かさ製造業

各種の洋がさ又は和がさの製造を行う事業。

(4) 草履製造業

わらぞうり等のぞうり類の製造を行う事業。

(5) ブラシ類製造業

ほうき、はけ、ブラシ等の製造を行う事業。

(6) 皮革製品製造業

他から受け入れた皮革又は合成皮革から各種製品の製造を行う事業。

(7) 手すき和紙製造業

こうぞ、みつまた、がんび、木材パルプその他の繊維から各種の手すき和紙の製造を行う事業。

(8) 紋紙等製造業

紋彫機を使用して紋紙の製造を行う事業及び手彫により模様紙型等の染型の製造を行う事業。

(9) 木彫製品等製造業（手作業によるものに限る。）

簡単な手工具の使用により木製人形、うちわ、扇子等の製造加工を行う事業及び可塑物製品の仕上げを行う事業であって、労働安全衛生関係法令に規定する危険物又は有害物を取り扱わず、かつ、危険又は有害作業場を有しない事業。

## 24 (61) その他の製造業

この分類には、製造業のうち他に分類されない事業が該当する。

### (1) (6102) ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業

この分類には、ペン、鉛筆、そろばん、製図器等の各種事務用品の製造を行う事業及び画筆、絵具等の各種絵画用品の製造を行う事業が該当する。

ただし、鉛筆軸木のための製造を行う事業は、「(4401) 木材又は木製品製造業」の(10)「その他の木材又は木製品製造業」に含まれる。

### (2) (6104) 可塑物製品製造業（購入材料によるものに限る。）

この分類には、他から受け入れたベークライト、セルロイド、エポナイト等の可塑物又は合成樹脂を用い、各種の可塑物製品の製造加工を行う事業が該当する。

### (3) (6105) 漆器製造業

この分類には、各種製品に漆塗りをを行い各種の漆器等の製造を行う事業が該当する。

### (4) (6107) 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業

この分類には、各種の紙から各種の加工紙、紙製品、紙容器又は紙加工品の製造を行う事業が該当する。

### (5) (6108) 竹、<sup>とう</sup>籐又はきりゆう製品製造業

この分類には、竹、とうづる又はきりゆう製の家具、日用品等の製造を行う事業が該当する。

### (6) (6109) わら類製品製造業

この分類には、わら類を原料として帽子、畳、縄等のわら類製品の製造を行う事業が該当する。

ただし、わらぞうりの製造を行う事業は、「(6401) 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業」の(4)「草履製造業」に含まれる。

### (7) (6110) くずゴム製品製造業

この分類には、くずゴムを利用して、くつ底、ぞうり裏等の製造を行う事業（ゴムの溶融を伴わないものに限る。）が該当する。

### (8) (6115) 塗装業

この分類には、各種製品に塗装を行う事業が該当する。

ただし、建築物の新設に伴って土地に定着する工作物に塗装を行う事業は、「(3504) 建築物の新設に伴う設備工事業」に、既設建築物の内部において工作物等に塗装を行う事業は、「(3801) 既設建築物の内部において主として行われる次

に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業」に、高所作業を伴わない看板書きを行う事業は、「(9411)広告、興信、紹介又は案内の事業」にそれぞれ含まれる。

#### (9) (6116) その他の各種製造業

この分類には、その他の製造業のうち他に分類されない事業が該当する。

なお、一定の場所で機械器具等により製品又は材料品等の洗浄、選別、包装等を行う事業、他から受け入れた研ま材又は研削材より研ま布紙又は研削と石の製造を行う事業及びファインセラミック製品の製造を行う事業（ファインセラミック製品の生産額の50パーセント以上が一の事業の種類に係る機械器具の部分品である事業を除く。）は、本分類に含まれる。

## 第6 運輸業

この分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機等により旅客又は貨物の運送を行う事業及び停車場、倉庫、工場、道路、港湾、沿岸、船内等において貨物の取扱いを行う事業が該当する。

### 1 (71)交通運輸事業

この分類には、鉄道、軌道、索道、航空機等により旅客又は貨物の運送を行う事業、自動車、船舶等により旅客の運送を行う事業及び自動車、航空機等により宣伝、広告、測量等を行う事業が該当する。

#### (1) (7101)鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業（(7202)貨物の積みおろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除く。）

この分類には、鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、トロリーバス、ケーブルカー、ロープウェイ等により旅客又は貨物の運送を行う事業が該当する。

#### (2) (7102)自動車又は軽車両による旅客の運送事業

この分類には、自動車又は自転車その他の軽車両により旅客の運送を行う事業が該当する。

#### (3) (7104)航空機による旅客又は貨物の運送事業

この分類には、航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業が該当する。

なお、航空機の発着に伴い、ランプ内において旅客の輸送業務及び旅客の手荷物の積卸し等の各種の地上支援業務を総合的に行う事業は、本分類に含まれる。

#### (4) (7105)船舶による旅客の運送事業

この分類には、海、河川又は湖沼において船舶により旅客の運送を行う事業が該当する。

なお、フェリーボート等により旅客及び旅客の乗用に供する自動車等を同時に運送する事業は、本分類に含まれる。

(5) (7103)自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行なう事業

この分類には、自動車、航空機、船舶等により宣伝、広告、測量、農薬散布、写真撮影等を行う事業が該当する。

(6) (7106)その他の交通運輸事業

この分類には、他に分類されない交通運輸事業が該当する。

なお、自走による陸送を行う事業は、本分類に含まれる。

2 (72)貨物取扱事業（(73)港湾貨物取扱事業及び(74)港湾荷役業を除く。）

この分類には、陸上又は海上において貨物の取扱い又は運送を行う事業が該当する。

ただし、鉄道、軌道、索道又は航空機により貨物の運送を行う事業及び港湾において貨物を取り扱う事業は、それぞれ該当する事業の種類に含まれる。

(1) (7201)停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業

この分類には、停車場、倉庫、工場、道路等陸上において貨物の取扱いを行う事業が該当する。

(2) (7202)貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業

この分類には、鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、トロリーバス、ケーブルカー、ロープウェイ等により貨物の運送を行う事業であって貨物の積みおろし又は集配を伴う事業が該当する。

(3) (7203)自動車又は軽車両による貨物の運送事業

この分類には、自動車又は自転車その他の軽車両により貨物の運送を行う事業が該当する。

(4) (7206)船舶による貨物の運送事業

この分類には、海、河川又は湖沼において船舶により貨物の運送を行う事業が該当する。

ただし、港湾内において、はしけ等により貨物の運送を行う事業は、「(7302)はしけ又は引船による貨物の運送事業」に含まれる。

(5) (7204)貨物の荷造り又はこん包の事業

この分類には、陸上、海上又は航空運送のため貨物の荷造り又はこん包を行う事業が該当する。

(6) (7205)自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業

この分類には、自動車により砂利その他の土石を運搬して販売まで行う事業が該当する。

ただし、砂利その他の土石の採取から一貫して販売を行う事業は、「(2604)砂利、砂等の採取業」に含まれる。

### 3 (73) 港湾貨物取扱事業（(74) 港湾荷役業を除く。）

この分類には、港湾において貨物の取扱いを行う事業であって、「(74) 港湾荷役業」に含まれる事業以外の事業が該当する。

#### (1) (7301) 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業

この分類には、港湾の荷捌場、上屋、臨港倉庫等において、船舶又ははしけにより運送する貨物又は運送された貨物の取扱いを行う事業が該当する。

#### (2) (7302) はしけ又は引船による貨物の運送事業

この分類には、はしけ、いかだ、引船等によって貨物の運送を行う事業が該当する。

### 4 (74) 港湾荷役業

この分類には、沿岸又は船舶内において貨物の取扱いを行う事業及びこれらの事業と港湾貨物取扱事業とを一貫して行う事業が該当する。

#### (1) (7401) 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業

この分類には、岸壁と荷捌場、上屋、臨港倉庫等との間において貨物の運搬を行う事業及び岸壁と船舶又ははしけ等との間において貨物の積卸しを行う事業が該当する。

なお、接岸の場合と沖合に停泊の場合とを問わず、機帆船の船内において貨物の積卸し又は荷捌きを行う事業は、本分類に含まれる。

#### (2) (7402) 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業（一貫して行う(7401) 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。）

この分類には、船舶と他の船舶との間において貨物の積卸しを行う事業及び船舶（機帆船を除く。）内において貨物の固定又は移動を行う事業並びにこれらの事業と沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業とを一貫して行う事業が該当する。

## 第7 電気、ガス、水道又は熱供給の事業

この分類には、電気業、ガス業、水道又は熱供給業の事業が該当する。

### (81) 電気、ガス、水道又は熱供給の事業

この分類には、電気の供給を行う事業、天然ガス又はガスの供給を行う事業、上下水道の事業及び蒸気、温水等の熱供給を行う事業が該当する。

(1) A 電気業

イ (8101) 発電、送電、変電又は配電の事業

この分類には、発電、送電、変電、配電等を行う事業が該当する。

(2) B ガス業

イ (8102) 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業

この分類には、天然ガスを採取し又はガスを製造し導管により供給を行う事業が該当する。

ロ (8103) 天然ガス又はガスの供給の事業

この分類には、他から受け入れたガスを貯蔵し、整圧等を行い導管によりガスの供給を行う事業が該当する。

(3) C 水道業

イ (8104) 上水道業

この分類には、水道管その他の設備をもって工業用水又は飲用水の供給を行う事業が該当する。

ロ (8105) 下水道業

この分類には、排水管その他の排水路により汚水等を排水する事業及び下水処理施設等により汚水等を処理する事業が該当する。

(4) D 熱供給業

イ (8106) 熱供給業

この分類には、ボイラー、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等又はこれらを媒体とする熱エネルギーを導管により供給する事業が該当する。

## 第8 その他の事業

この分類には、林業、漁業、鉱業、建設事業、製造業、運輸業、電気、ガス、水道又は熱供給の事業のいずれにも含まれない事業が該当する。

### 1 (95) 農業又は海面漁業以外の漁業

この分類には、農業、畜産業、海面漁業以外の漁業が該当する。

(1) (9501) 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業

この分類には、穀作農業、穀作以外のほ場作物農業、果樹・樹園農業、施設園芸農業その他の各種農業が該当する。

なお、既設の広場、庭園、街路等において、土木工事を伴わずに樹木の植樹又は手入れを行う事業は、本分類に含まれる。

(2) (9502) 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業

この分類には、養畜業、養きん業、養蚕業、酪農業、実験用動物の飼育を行う事業等主として動物の飼育又は調教を行う事業及び種つけ請負、育成請負、ふ卵請負、羊毛刈請負等の畜産サービスを行う事業が該当する。

(3) (9503)水産動植物の採捕又は養殖の事業（(11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）

この分類には、水産動植物の採捕又は養殖を行う事業のうち「(11)海面漁業」又は「(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業」に含まれる事業以外の事業が該当する。

2 (91)清掃、火葬又はと畜の事業

この分類には、清掃を行う事業、廃棄物の処理を行う事業、火葬を行う事業及びと畜を行う事業が該当する。

(1) (9101)清掃業

この分類には、道路、公園、鉄道車両、ボイラー等の清掃を行う事業、バキュームカー、車馬等によりし尿くみ取り等を行う事業及びごみ、燃えがら、汚でい、廃油、産業廃棄物等の収集、処分等を行う事業が該当する。

(2) (9102)火葬業

この分類には、屍体の火葬を行う事業が該当する。

(3) (9103)と畜業

この分類には、家畜、家禽等のと殺を行う事業が該当する。

3 (93)ビルメンテナンス業

この分類には、ビルについてのサービス、管理等を総合的に行う事業が該当する。

(9301)ビルの総合的な管理等の事業

この分類には、ビルの室内清掃、ビルの設備管理その他のビルについての各種サービスを総合的に行う事業が該当する。

4 (96)倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業

この分類には、倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業及びゴルフ場の事業が該当する。

(1) (9601)倉庫業

この分類には、普通倉庫、サイロ倉庫、冷蔵倉庫、水面木材倉庫等に貨物を保管する事業が該当する。

ただし、倉庫内の貨物の整理のため運搬機器を使用し、保管している貨物の積替え、積卸し、移動が主たる業務である場合及び倉庫において貨物の保管、貨物の入出庫管理から倉庫内での荷捌き又は輸送のためトラック等への積込み、積卸しの作業までを一貫して行う事業は、「(7201)停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱い事業」に含まれる。

(2) (9602) 警備業

この分類には、物の盗難、人の負傷等の事故の発生を警戒し、防止する事業が該当する。

(3) (9603) 消毒又は害虫駆除の事業

この分類には、物品消毒業、建物消毒業、シロアリ駆除業、農作物害虫駆除業等の事業が該当する。

(4) (9606) ゴルフ場の事業

この分類には、ゴルフ場の事業が該当する。

5 (97) 通信業、放送業、新聞業又は出版業

この分類には、通信業、放送業、新聞業又は出版業が該当する。

(1) (9701) 通信業

この分類には、有線又は無線による固定又は移動の電信電話を行う事業が該当する。

(2) (9702) 放送業

この分類には、有線又は無線による放送業を行う事業が該当する。

(3) (9703) 新聞業又は出版業

この分類には、新聞の印刷発行の事業及び書籍等の出版を行う事業が該当する。

6 (98) 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業

この分類には、卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業が該当する。

(1) (9801) 卸売業・小売業

この分類には、各種物品を他から受け入れて販売を行う事業が該当する。

なお、最終消費者に直接販売するためののみ物の製造加工を行う事業は、本分類に含まれる。

(2) (9802) 飲食店

この分類には、飲食の提供を行う事業が該当する。

(3) (9803) 宿泊業

この分類には、旅館業、ホテル業、民宿業、下宿業等の宿泊サービスを行う事業が該当する。

7 (99) 金融業、保険業又は不動産業

この分類には、金融業、証券業、保険業又は不動産業の事業が該当する。

(1) (9901) 金融業

この分類には、金融業及び証券業が該当する。

(2) (9902) 保険業

この分類には、保険業が該当する。

(3) (9903) 不動産業

この分類には、不動産業が該当する。

8 (94) その他の各種事業

この分類には、その他の事業のうち他に分類されない事業が該当する。

(1) (9411) 広告、興信、紹介又は案内の事業

この分類には、広告業、広告代理業、興信業、民間職業紹介業、旅行代理業、観光案内業、情報提供業等の事業が該当する。

なお、高所作業を伴わない看板書きを行う事業は、本分類に含まれる。

(2) (9412) 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業

この分類には、速記、謄写印刷、タイプライティング、筆耕、書類の複製等を行う事業が該当する。

(3) (9418) 映画の製作、演劇等の事業

この分類には、各種の映画製作、ビデオの製作、演劇曲芸軽業、競馬等の娯楽の提供を行う事業が該当する。

(4) (9419) 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業

この分類には、映画配給、映画館、劇場、ゴルフ練習場、野球場、遊戯場、遊園地その他の娯楽施設の提供を行う事業が該当する。

(5) (9420) 洗たく、洗張又は染物の事業

この分類には、洗たく業、リネンサプライ業、洗張業、しみ抜き業、染物業等の身の回りの清潔を保持する事業が該当する。

(6) (9421) 理容、美容又は浴場の事業

この分類には、理容業、美容業、浴場業等の身体の清潔を保持するサービスを行う事業が該当する。

(7) (9422) 物品賃貸業

この分類には、事務用機械、自動車、スポーツ娯楽用品等の各種の物品を賃貸する事業が該当する。

(8) (9423) 写真、物品預り等の事業

この分類には、写真業、物品預り業、履物修理業等のサービスを提供する事業が該当する。

(9) (9425) 教育業

この分類には、学校、自動車教習所等の教育に関する事業が該当する。

ただし、幼稚園の事業は「(9433) 幼稚園」に、認定こども園の事業は「(9435) 認定こども園」に含まれる。

(10) (9426) 研究又は調査の事業

この分類には、学術的研究、試験、開発研究等の調査研究を行う事業が該当する。

**(11) (9431) 医療業**

この分類には、病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、看護業、療術業等の医療及び保健衛生に関するサービスを行う事業が該当する。

**(12) (9432) 社会福祉又は介護事業**

この分類には、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業等の社会福祉及び介護に関するサービスを行う事業が該当する。

ただし、保育所の事業は「(9434)保育所」に、認定こども園の事業は「(9435)認定こども園」に含まれる。

**(13) (9433) 幼稚園**

この分類には、幼稚園の事業が該当する。

**(14) (9434) 保育所**

この分類には、保育所の事業が該当する。

**(15) (9435) 認定こども園**

この分類には、認定こども園の事業が該当する。

**(16) (9436) 情報サービス業**

この分類には、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等の情報サービス業及びインターネット付随サービス業の事業が該当する。

**(17) (9416) 前各項に該当しない事業**

この分類には、その他の各種事業のうち前各項に該当しない事業が該当する。

なお、各種会社の本社、支社等の事務所、実業団体、労働団体、学術文化団体等の非営利団体、在日外国公館、検数業、代理商、仲立業、法律事務所、会計事務所、設計事務所等の専門サービス及び神社、寺院、教会等の宗教等の事業は、本分類に含まれる。

### 第3章 労災保険率適用事業細目（船舶所有者の事業）

#### (90) 船舶所有者の事業

この分類には、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業が該当する。

#### (1) (9001) 水産動植物の採捕又は養殖の事業

この分類には、水産動植物の採捕又は養殖を行う事業が該当する。

なお、調査捕鯨の事業は本分類に含まれる。

#### (2) (9002) 外航旅客運送事業

この分類には、日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間において主として旅客の運送を行う事業が該当する。

なお、日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間においてフェリーボート等により旅客及び旅客の乗用に供する自動車等を同時に運送する事業は本分類に含まれる。

#### (3) (9003) 外航貨物運送事業

この分類には、日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間において主として貨物の運送を行う事業が該当する。

#### (4) (9004) 内航旅客運送事業

この分類には、主として旅客の運送を行う事業のうち、「(9002)外航旅客運送事業」に該当しないものが該当する。

なお、日本国内の諸港間においてフェリーボート等により旅客及び旅客の乗用に供する自動車等を同時に運送する事業は本分類に含まれる。

#### (5) (9005) 内航貨物運送事業

この分類には、主として貨物の運送を行う事業のうち、「(9003)外航貨物運送事業」に該当しないものが該当する。

#### (6) (9006) その他の船舶所有者の事業

この分類には、船舶所有者の事業のうち、他に分類されない事業が該当する。

なお、調査研究を行う事業、沈没船の引揚げ事業は本分類に含まれる。ただし、調査捕鯨を行う事業は「(9001)水産動植物の採捕又は養殖の事業」に含まれる。